

第2期横瀬町子ども・子育て支援事業計画（案）
（パブリックコメント用資料）

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけと期間	2
3. 計画の策定体制	3
第2章 横瀬町の子ども・子育てをめぐる状況	4
1. 人口の動向	4
2. 保育・教育の状況	6
3. 婚姻及び出産の動向	9
4. 就業の状況	11
5. ニーズ調査から把握される状況	13
6. 前回計画期間の事業実施状況	21
第3章 計画の基本的な考え方	26
1. 子ども・子育て支援法に基づく基本指針	26
2. 基本理念	27
3. 施策の体系	28
第4章 教育・保育提供区域における量の見込みと確保の方策	32
1. 教育・保育提供区域の設定	32
2. 教育・保育施設の量の見込み及び確保の方策	33
3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保の方策	37
第5章 子ども・子育て支援施策の展開	46
基本目標1 すべての子ども・子育て家庭の支援	46
基本目標2 親子の健康の維持及び増進	52
基本目標3 支援が必要な子どもへの対応などきめ細かな取り組みの推進	57
基本目標4 健やかな成長を支える教育環境の整備	61
基本目標5 安心して子育てができる生活環境の確保	67
第6章 計画の推進に向けて	71
1. 推進体制の充実	71
2. 教育・保育の一体的提供と体制の確保	72

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

子どもは、社会の未来をつくり上げていく存在であり、その存在を抜きにして社会の将来を語ることはできません。子どもが健やかに育つ環境が整備されていることは、社会にとって非常に重要なことです。

一方、我が国では近年、少子化が急速に進行しており、その背景としては「ライフスタイル・価値観の多様化」「地域社会のあり方の変化」「子育てを支える体制の不備」といった、個人レベルから社会レベルまでの様々な要因が指摘されるところです。そのため、子どもの育ちや子育てを支援する各種の取り組みの充実を求める声が高まっています。

こうした子どもと子育てをめぐる社会的背景から、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連3法が制定されました。これらの法に基づいて、「子ども・子育て支援新制度」がスタートしており、子ども・子育てを支える新たな仕組みづくりに国を挙げて乗り出しているところです。こうした新制度の枠組みにおいて、市町村は、幼児期の質の高い教育・保育環境の整備や、地域子ども・子育て支援事業の充実を図るために、「子ども・子育て支援事業計画」を策定することとなっています。

本町では、平成26年度末に「横瀬町子ども・子育て支援事業計画」が策定され、その計画期間は平成31年度（令和元年度）末で終了します。各種の取り組みが実施されたこの計画期間の総括・評価をして、あらためて課題の抽出・必要な取り組みの明確化をし、ひいては本町の子ども・子育て支援のより一層の充実・発展を図っていくため、今後の取り組みを定める「第2期横瀬町子ども・子育て支援事業計画」をここに策定します。

2. 計画の位置づけと期間

(1) 計画の位置づけ

「第2期横瀬町子ども・子育て支援事業計画」(以下「本計画」という。)は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するものであり、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく「市町村行動計画」としても位置づけられるものです。

また、本計画は、平成31年度(令和元年度)末で計画期間が終了する「横瀬町子ども・子育て支援事業計画」の次期計画です。これまでの取り組みや課題を押さえた上で、今後町に求められる取り組みの方向性を定めます。

さらに、本計画は「第6次横瀬町総合振興計画」を最上位計画とし、「横瀬町障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児計画」、「横瀬町男女共同参画プラン」、「健康よこぜ21プラン」等の福祉分野関連計画との整合を図るものです。

(2) 計画の期間

前回計画の期間は平成31年度(令和元年度)末に終了します。本計画では、その翌年度を初年度として、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とします。

平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度 (令和 元年度)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
横瀬町子ども・子育て支援事業計画 (前回計画)									
					第2期横瀬町子ども・子育て支援事業計画 (本計画)				

3. 計画の策定体制

本計画は、子ども・子育て支援法第77条に基づく「横瀬町子ども・子育て審議会」を中心とした審議を通して策定しました。策定の上では、保護者等へのニーズ調査や前回計画の評価、パブリックコメントの実施等により、子ども・子育てに関する状況や町民の意向等を把握し、計画に反映させました。

(1) 横瀬町子ども・子育て審議会

子ども・子育て支援法第77条に基づく機関であり、保護者、子ども・子育て支援事業者等で構成しています。

(2) ニーズ調査の実施

本計画の策定に際し、保育ニーズや、子育て支援サービスのニーズ、子育て世帯の生活実態や各種の意見・要望等を把握することを目的に、ニーズ調査としてアンケートを実施しました。その結果を踏まえ、本計画は策定されています。なお、調査結果の抜粋を、本計画の第2章にて示してあります。

(3) パブリックコメント

公共施設及びホームページにおいて計画案を公表し、町民からの意見を募ることで、計画策定に町民の声を反映させました。

第2章 横瀬町の子ども・子育てをめぐる状況

本章では、前回計画の期間である平成27年から平成31年の間を中心に、本町において子ども・子育てに関する状況がどの様に変化したか、現状はどの様になっているかについて述べます。

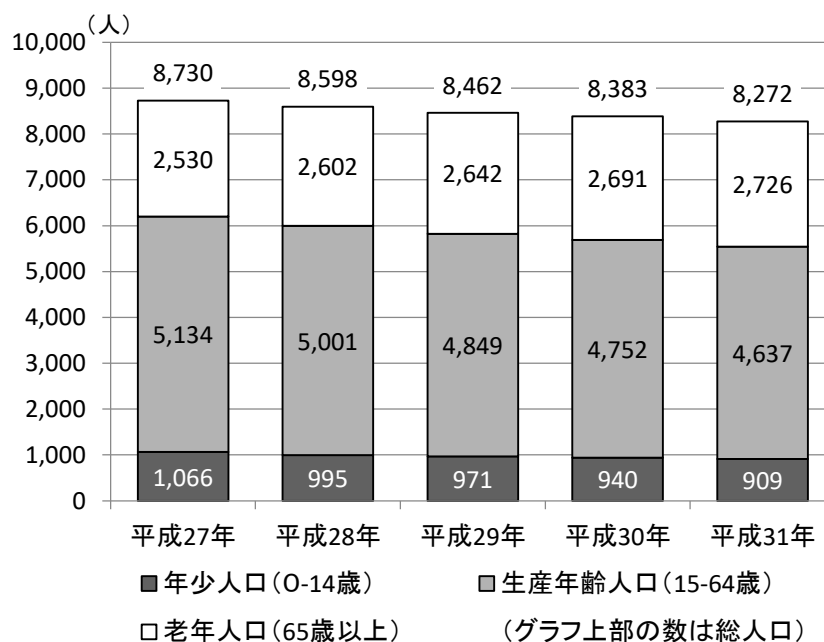
1. 人口の動向

(1) 人口の推移

本町の総人口は、平成31年4月1日現在、8,272人となっています。平成27年から一貫して減少しており、前回計画の期間と同様に人口減少の傾向がみられます。平成27年から平成31年にかけては、5%以上減少しています。

年齢区別にみると、老年人口は増加しているのに対し、年少人口と生産年齢人口は一貫して減少しており、少子高齢化の進行がみられます。

町の人口の推移（3年齢区分別）

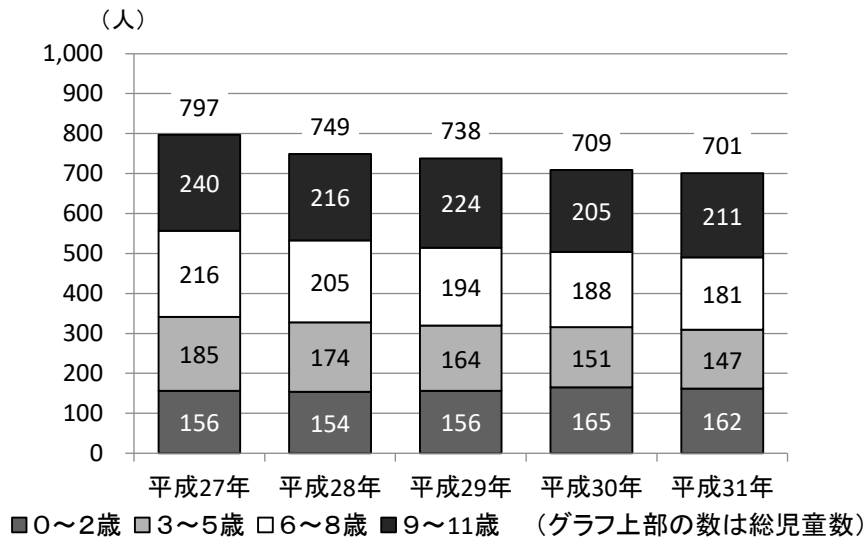


出典：住民基本台帳（外国人を含む）（各年4月1日）

（２） 児童数の推移

０～１１歳の児童数は、平成３１年４月１日現在、７０１人です。平成２７年から平成３１年にかけては、約１２％減少しています。一方で、年齢区分別にみると、０～２歳の区分では他の区分と異なり、平成２７年からの５年間でわずかに増加しています。

町の児童数の推移（年齢区分別）

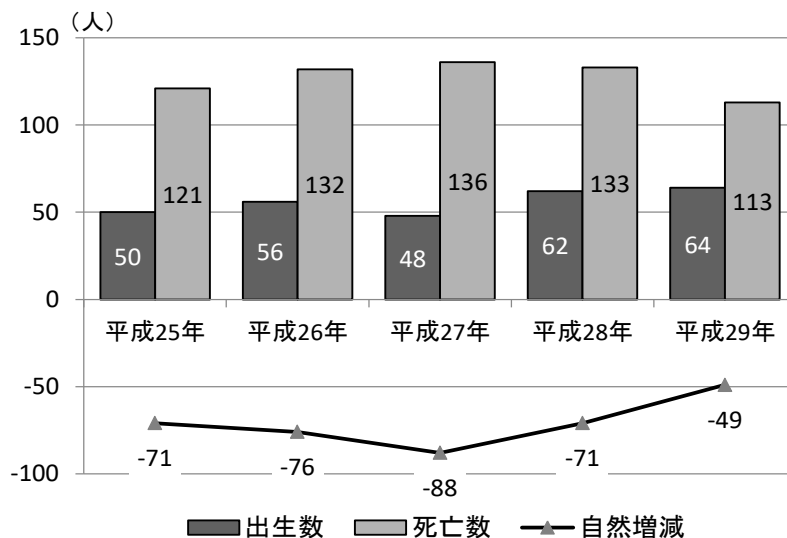


出典：住民基本台帳（外国人を含む）（各年４月１日）

（３） 自然動態

平成２５年から平成２９年の５年間で、死亡数が出生数を一貫して上回っており、自然減の状態です。一方で、平成２７年以降、出生数自体は増加しており、死亡数自体は減少していることから、自然減は抑えられてきている状況です。

町の自然動態



出典：埼玉県の人口動態概況

2. 保育・教育の状況

(1) 認可保育所入所児童数の推移

平成31年4月現在、本町における認可保育所は横瀬町保育所1か所です。町内の幼稚園が認定こども園に移行した平成30年度には、保育所における2号認定の入所者(3～5歳児)の数が目立って減少し、平成31年度にかけても横ばいとなっています。平成27年度以降、定員数にはゆとりのある状況が続いています。

認可保育所入所児童数等の推移（各年度4月1日現在）

	町内の認可保育所		入所児童数（人）			入所児童数の内訳（人）					
	保育所数 （か所）	定員数 （人）	合計	利用先別		2号認定 （3～5歳）		3号認定 （1・2歳）		3号認定 （0歳）	
				町内	町外	町内	町外	町内	町外	町内	町外
平成27年度	1	90	72	56	16	36	7	18	8	2	1
平成28年度	1	90	66	49	17	33	9	14	7	2	1
平成29年度	1	90	68	47	21	28	13	15	7	4	1
平成30年度	1	90	61	44	17	24	6	19	7	1	4
平成31年度	1	90	58	39	19	22	7	16	12	1	0

※入所児童数の「町内」「町外」は、利用保育所が町内か町外かを表します。

(2) 幼稚園・認定こども園就園児童数の推移

平成30年4月から、本町の秩父ほうしょう幼稚園は認定こども園に移行しています。定員は認定こども園への移行に伴い減少しましたが、平成31年度は入園希望が多く、ニーズに合わせ年度途中で利用定員を拡大し、6月1日時点で206名としています。（下表でみると平成31年度4月時点でも定員にゆとりがありますが、下表の就園児童数には町外児童を含めていません。）

また今後は、幼児教育・保育の無償化により、子育て世帯の利用形態に変化が生じることが予想されます。

幼稚園・認定こども園就園児童数等の推移（各年度4月1日現在）

	町内の施設			就園児童数（人）		
	幼稚園数 （か所）	認定こども園数 （か所）	合計定員数 （人）	合計	利用先の町内外別の内訳	
					町内	町外
平成27年度	1	0	245	131	103	28
平成28年度	1	0	245	128	99	29
平成29年度	1	0	245	120	92	28
平成30年度	0	1	183	155	108	47
平成31年度	0	1	183	165	129	36

	就園児童数の内訳（人）							
	1号認定（3～5歳）		2号認定（3～5歳）		3号認定（1・2歳）		3号認定（0歳）	
	町内	町外	町内	町外	町内	町外	町内	町外
平成27年度	103	24	0	3	0	1	0	0
平成28年度	99	20	0	5	0	2	0	2
平成29年度	92	21	0	7	0	0	0	0
平成30年度	50	19	33	18	23	6	2	4
平成31年度	53	13	36	18	38	4	2	1

※就園児童数の「町内」「町外」は、利用先が町内か町外かを表します。

(3) 小学生児童数の推移

本町における小学校は、平成21年度に芦ヶ久保小学校が横瀬小学校と統合してから、1校となっています。全学年をまとめた総児童数は、平成30年度から令和元年度にかけてはわずかに増加したものの、平成27年度以降減少傾向にあります。

小学生児童数の推移 (各年度5月1日現在(学校基本調査))

	総児童数 (人)	学年別児童数 (人)					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
平成27年度	451	74	76	60	93	69	79
平成28年度	419	57	72	76	57	89	68
平成29年度	415	61	59	71	75	59	90
平成30年度	390	65	61	58	73	75	58
令和元年度	392	53	64	64	60	75	76

(4) 放課後児童クラブ(学童保育室)利用児童数の推移

本町では、平成27年度から平成31年度の間、放課後児童クラブの実施か所数は変わらず1か所ですが、小学3年生までとしていた対象を、平成27年度より小学6年生までに拡大し、定員も30名から50名へと拡大しました。総利用児童数は、平成28年度以降、定員をわずかに上回った状態で概ね横ばいに推移しており、平成31年4月現在53人となっています。

放課後児童クラブ利用児童数等の推移 (各年度4月1日現在)

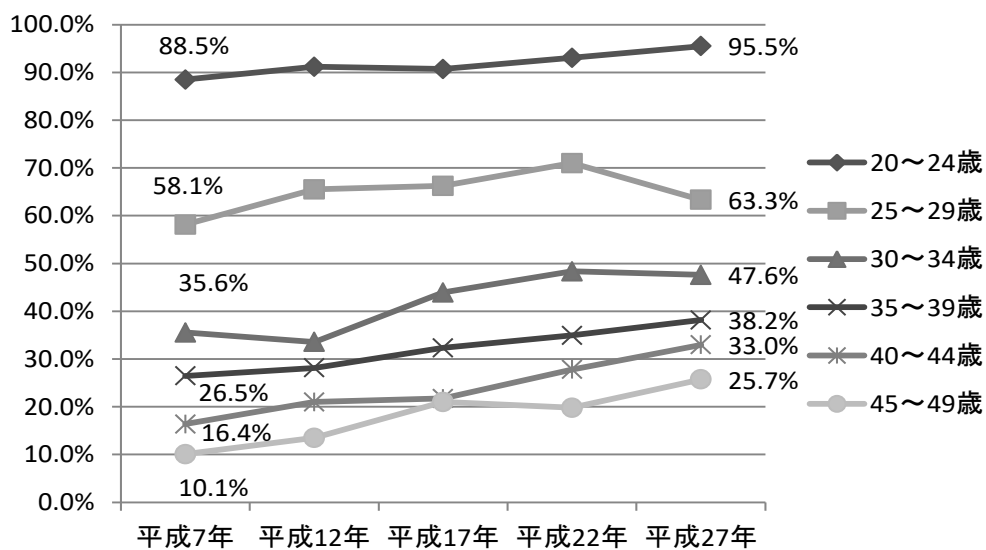
	実施 か所数 (か所)	定員数 (人)	総利用 児童数 (人)	学年別利用児童数 (人)					
				1 年生	2 年生	3 年生	4 年生	5 年生	6 年生
平成27年度	1	50	39	13	16	8	2	0	0
平成28年度	1	50	53	10	12	21	9	0	1
平成29年度	1	50	50	6	8	13	17	6	0
平成30年度	1	50	52	9	7	14	8	12	2
平成31年度	1	50	53	9	10	10	12	6	6

3. 婚姻及び出産の動向

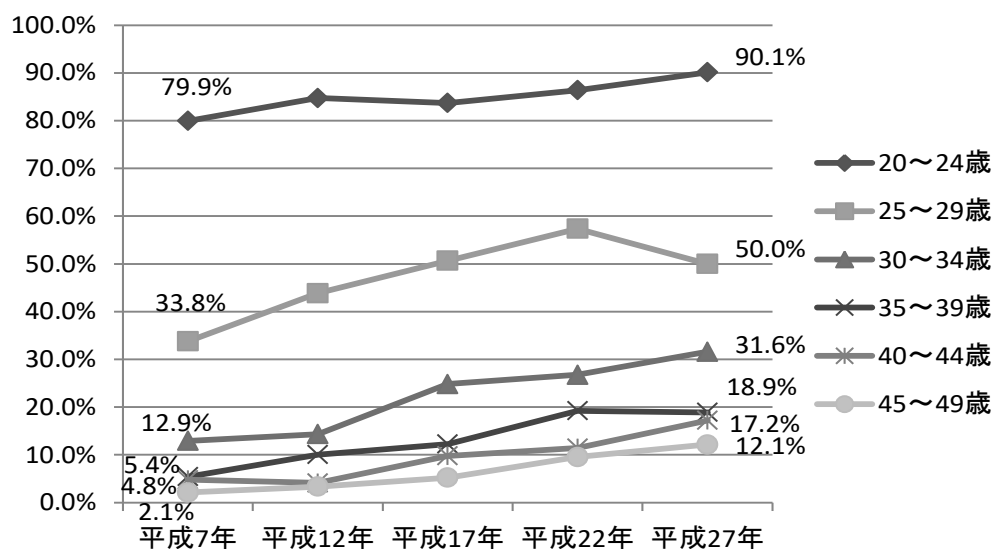
(1) 未婚率の推移

本町の未婚率は上昇傾向にあり、平成7年から平成27年にかけて、男性は40歳代で、女性は25～34歳で、15ポイント以上の上昇がみられます。若い世代では、特に女性の未婚率が上昇しており、女性のいわゆる晩婚化が進んでいることがうかがえます。

男性の年齢別未婚率の推移



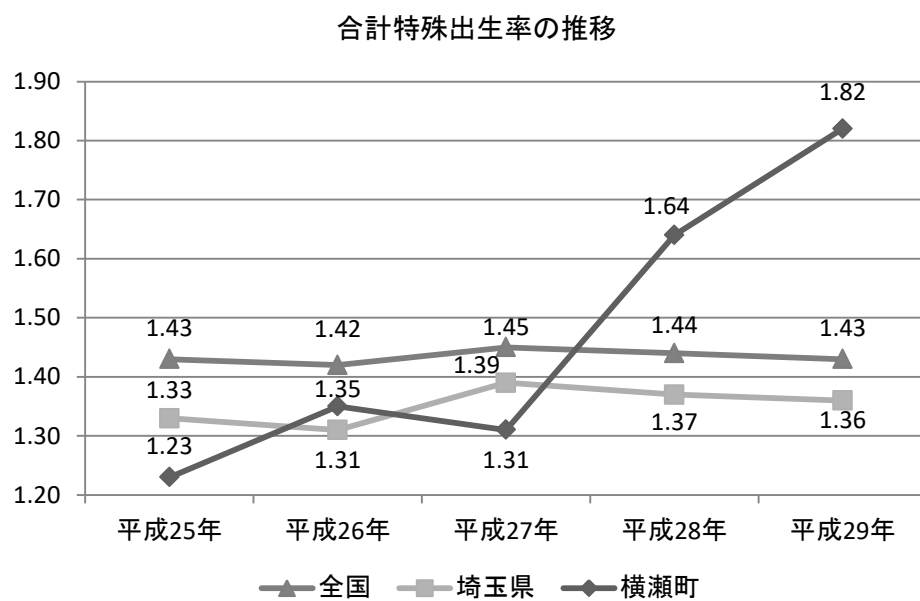
女性の年齢別未婚率の推移



出典：国勢調査

(2) 合計特殊出生率の推移

本町の合計特殊出生率は、平成25年から平成29年の間、上昇傾向にあり、平成29年の値は1.82となっています。また、平成28年・29年の値は、埼玉県や全国の値を上回っています。



出典：埼玉県の人口動態概況

4. 就業の状況

(1) 男女別の年齢区分ごと就業率の変化

○男女別にみた就業率の変化

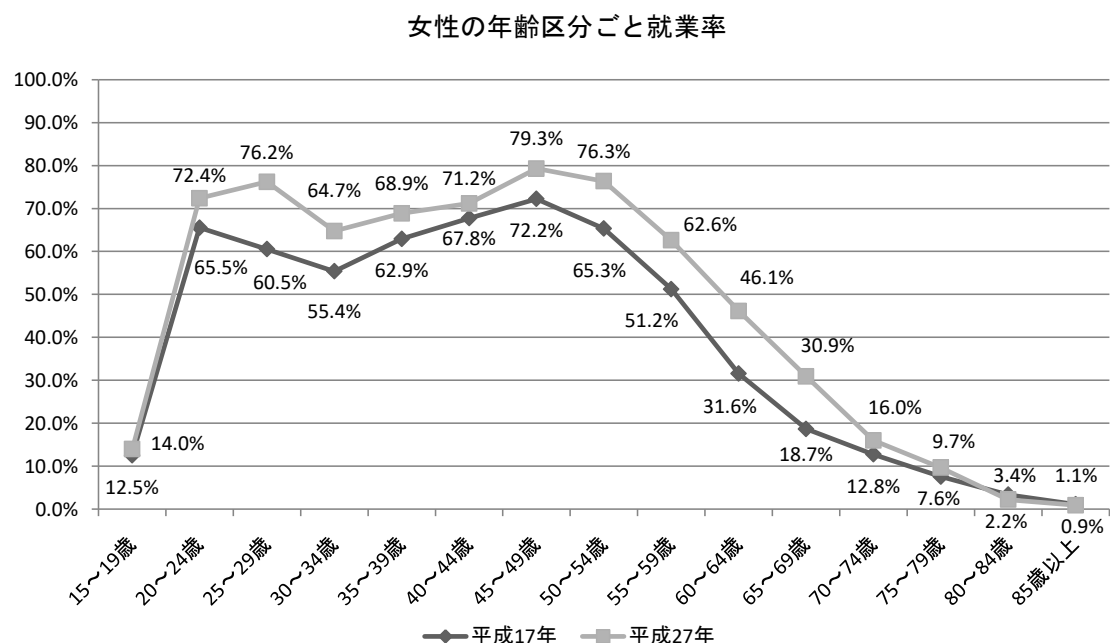
平成17年から平成27年にかけて、女性の就業率については、20～69歳の各年齢区分で概ね10ポイント程度上昇しています。一方、男性の就業率については、25～59歳で平成17年・27年ともに9割程度であり、女性に比べ大きく変化していません。

○M字カーブの変化

30歳前後で女性の就業率が下がるいわゆる「M字カーブ」については、平成17年・27年の両方でみられる一方、平成27年の方ではM字の谷の部分の始まり（就業率が下がり出す年齢）が遅くなっており、また谷が全体的に浅くなっています。この背景としては、就業率が全体的に上昇したことに加え、結婚や出産といったライフステージの変わり目とそれに伴う就業状態の変化が、より高齢の段階で生じるようになってきていることが考えられます。

○50歳・60歳代女性の就業率の上昇

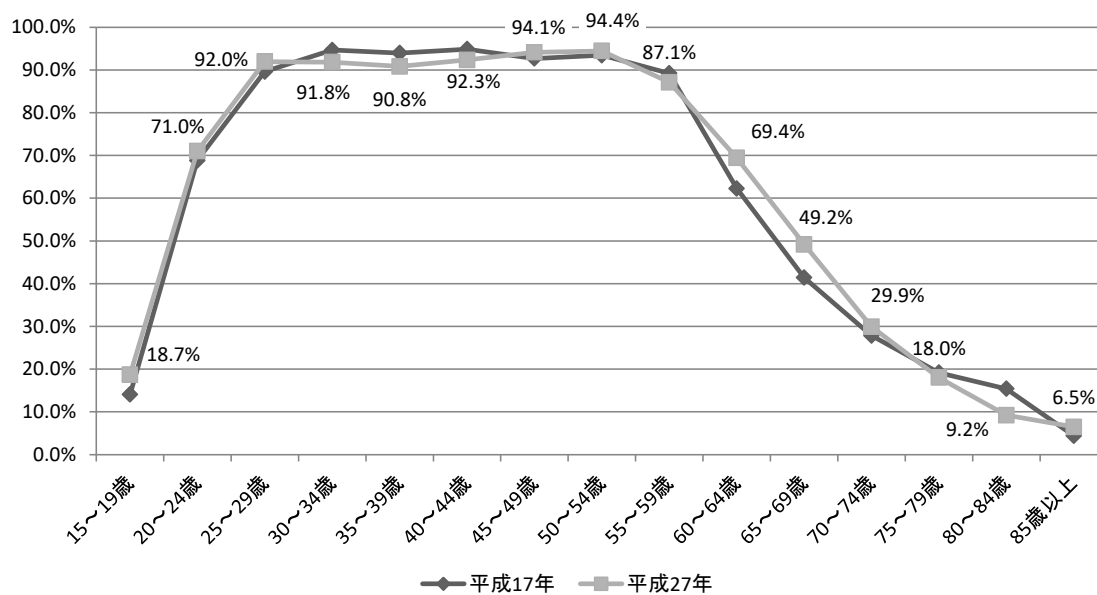
50歳・60歳代の女性では、就業率の上昇が著しくなっており、子どもの祖父母の世代のライフスタイルにも変化が生じていることがうかがえます。



出典：国勢調査

※グラフ中の下線付き数値は平成27年の値

男性の年齢区分ごと就業率



出典：国勢調査

※グラフ中の数値は平成27年の値

5. ニーズ調査から把握される状況

(1) ニーズ調査の概要

保育ニーズや、子育て支援サービスの利用状況・利用意向、子育て世帯の生活実態や各種の意見・要望等を把握することを目的に、「就学前児童保護者」「小学生保護者」のそれぞれに対してニーズ調査を実施しました。調査の実施概要は以下の表のとおりです。

ニーズ調査の概要

	就学前児童保護者調査	小学生保護者調査
調査対象者	就学前児童保護者	小学生保護者
対象者数	350人	420人
配布・回収方法	保育所（園）・幼稚園就園児は 各園を通じて配布・回収 未就園児は郵送で配布・回収	学校を通じて配布・回収
調査期間	平成30年11月21日～平成30年12月7日	
回収数	183件	254件
回収率	52.3%	60.5%

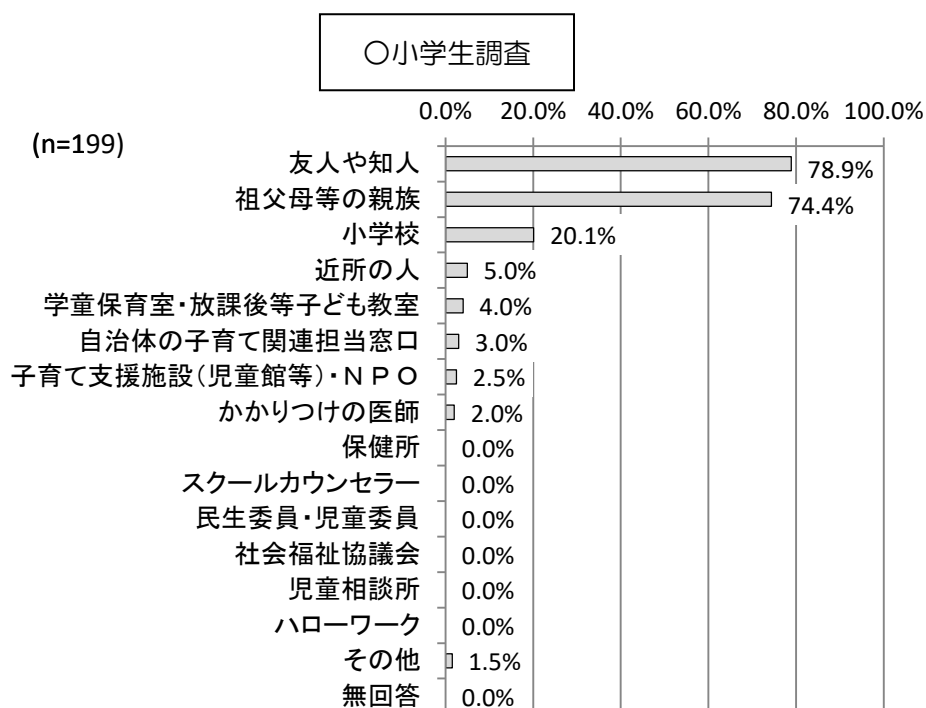
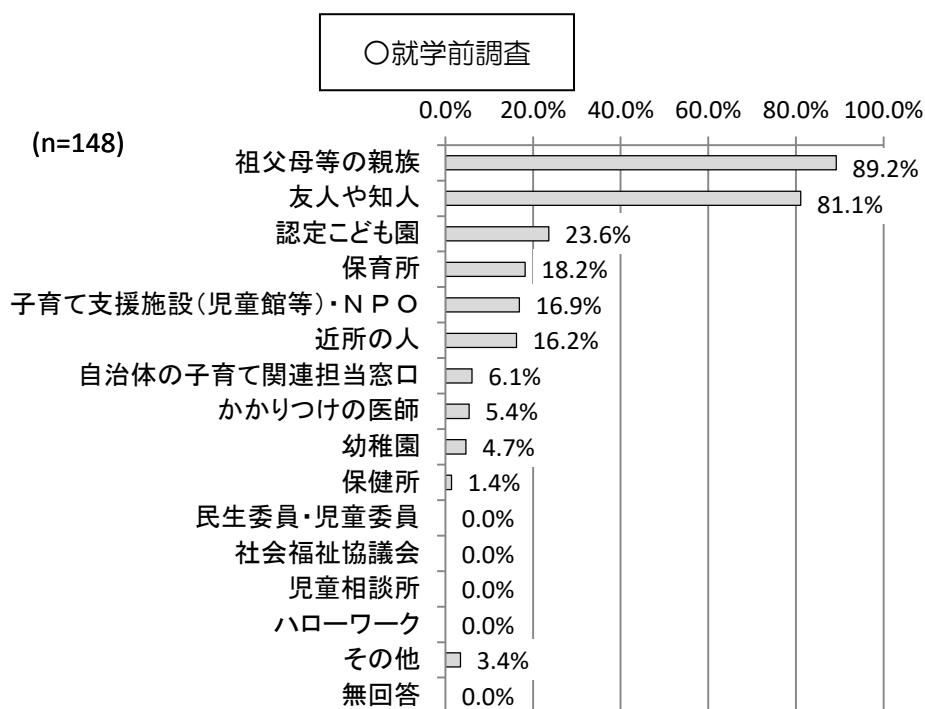
※以下、「就学前児童保護者調査」を「就学前調査」、「小学生保護者調査」を「小学生調査」とする。

前回計画の策定に際しても、平成25年度に同様の調査（以下「前回調査」とする）を行っており、以下、本計画において、今回の調査との比較を適宜行います。ただし、前回調査と今回の調査とは、設問や選択肢等が異なる部分があります。

(2) ニーズ調査の結果

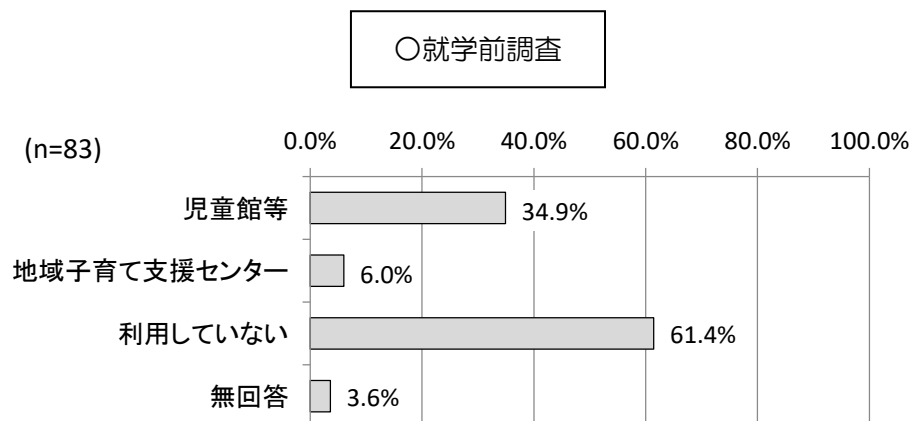
○気軽に相談できる人・場所（気軽な相談先があるとした人のみ回答）（複数回答）

子育てに関し気軽に相談できる先について、「祖父母等の親族」「友人や知人」を選択した割合がともに高く、就学前調査では8割台、小学生調査では7割台となっています。



○地域子育て支援拠点事業の利用状況（就学前調査のみ）

保育所に併設の地域子育て支援センターや、児童館で実施の「かわせみひろば」、出張ひろば「メーブルの森」といった、「地域子育て支援拠点事業」の利用は、保育施設等を利用していない在宅の親子が中心です。3歳以下に限定して利用状況をみると、児童館等の利用が34.9%、地域子育て支援センターの利用が6.0%ある一方、「利用していない」と回答した割合が約6割となっています。

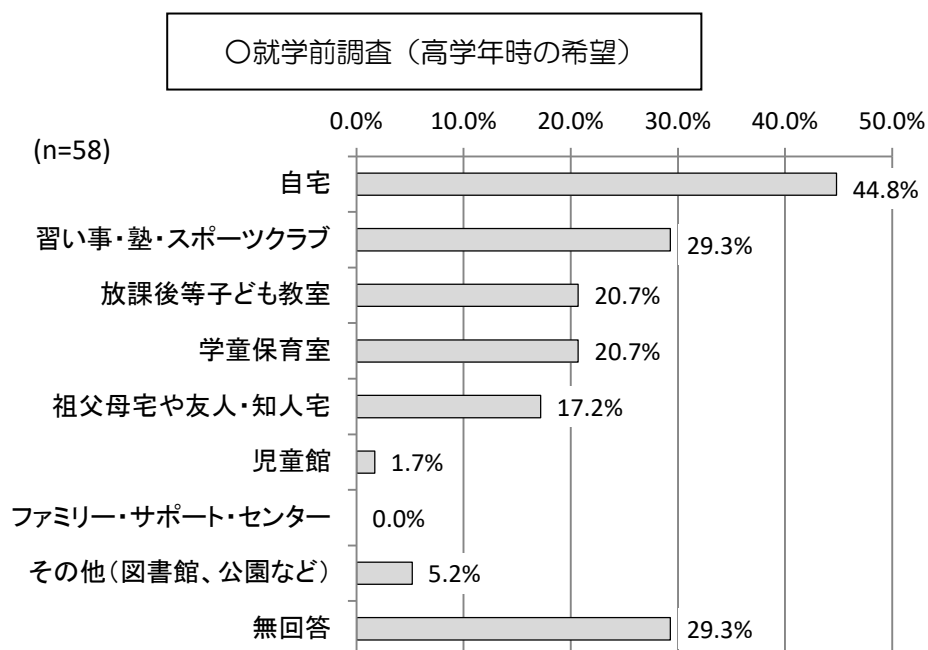
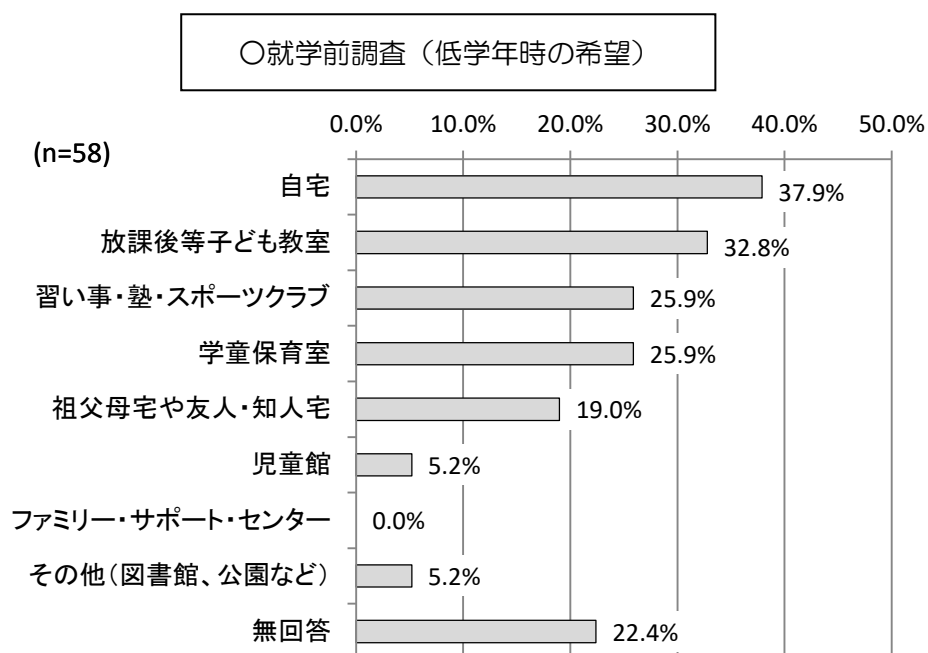


※上記のグラフは、3歳以下の回答に限定して集計した結果

○小学校就学後の放課後の過ごし方の希望

放課後に子どもをどのような場所で過ごさせたいかについて、「低学年時」「高学年時」それぞれの希望を尋ねた質問では、「自宅」の回答割合が最も高いですが、「放課後等子ども教室」も高い順位となっています。

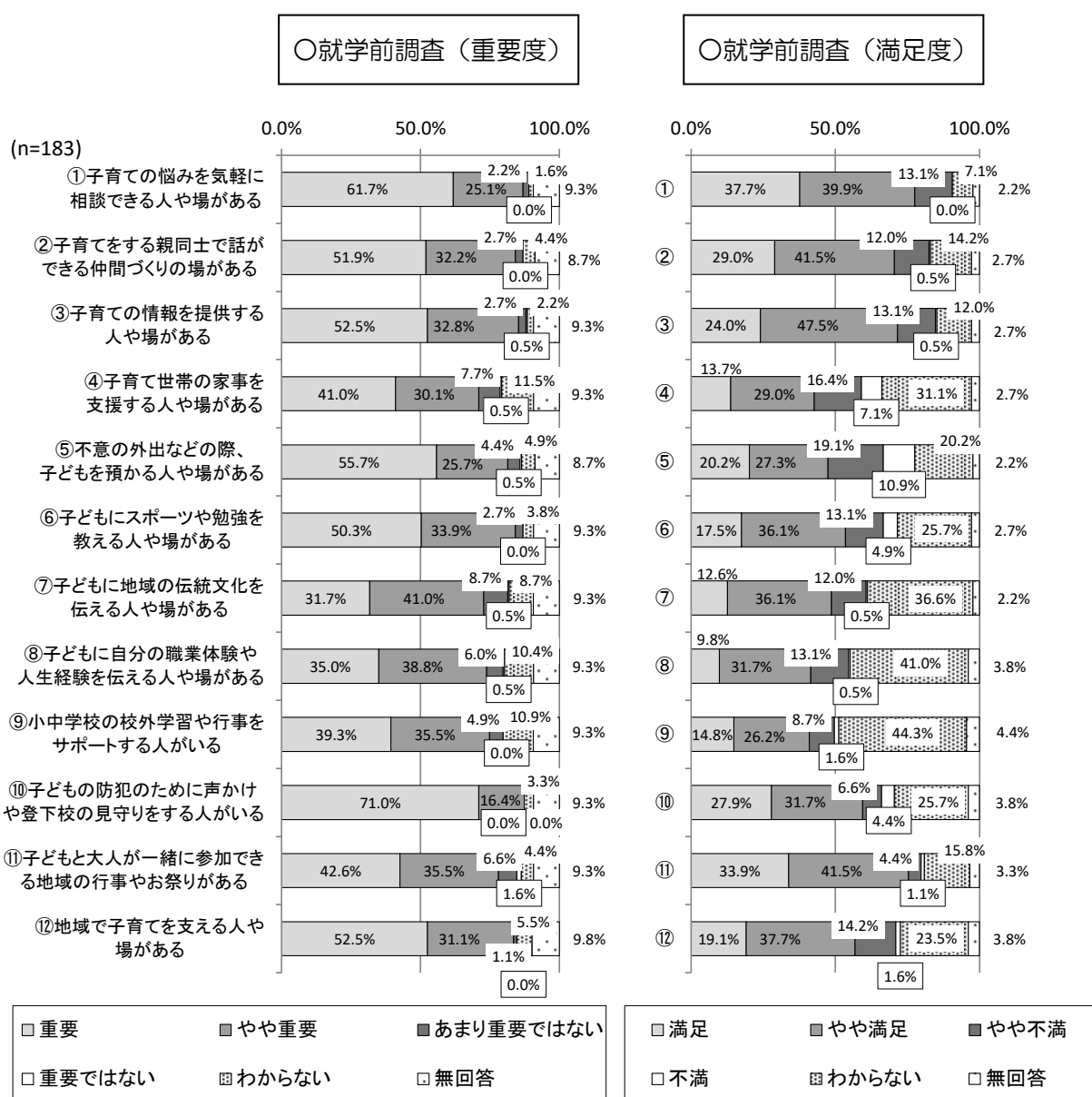
※この設問は、5歳以上の児童の保護者のみ対象としています



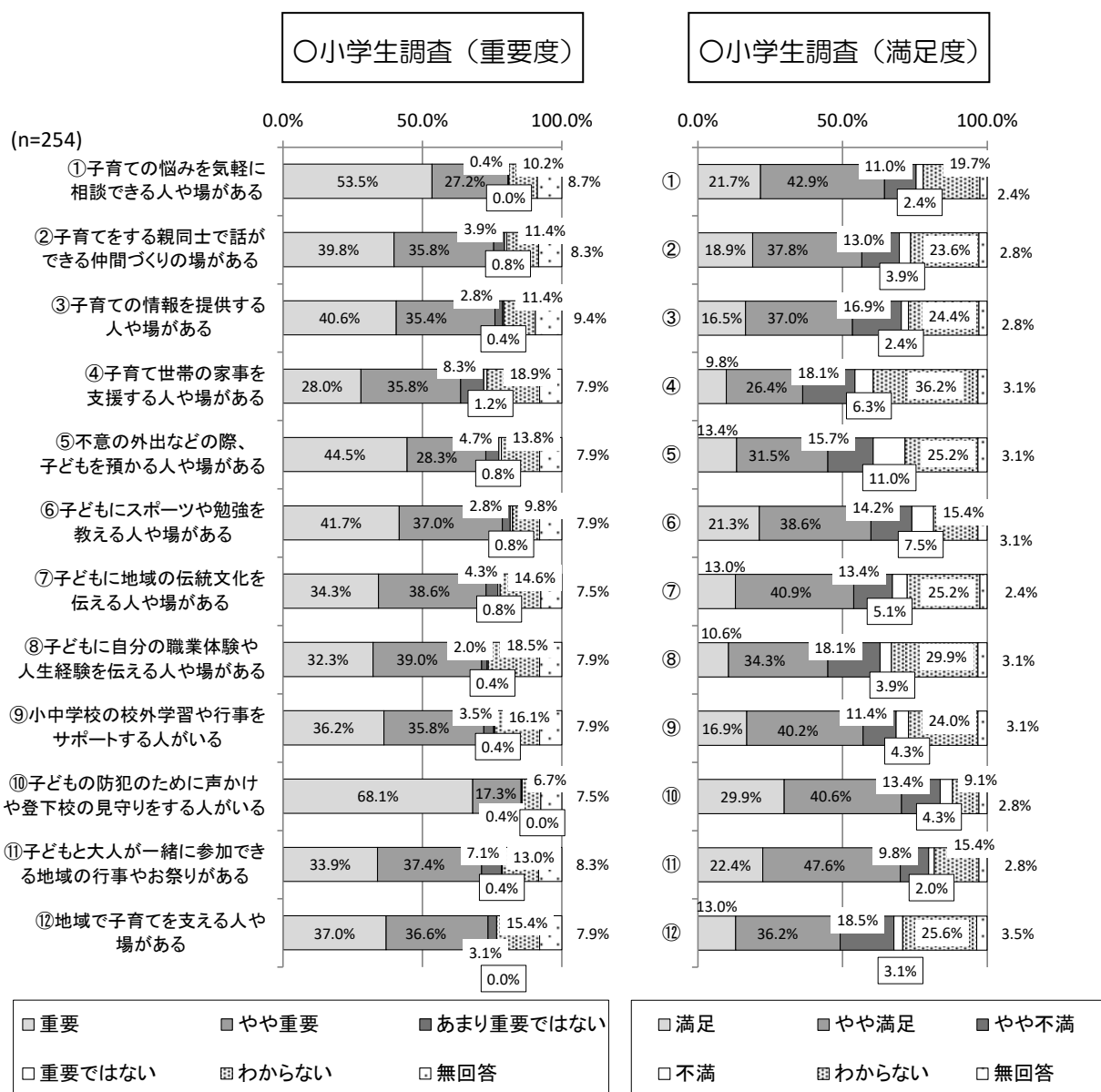
○地域で子育てを支える体制の重要度・満足度

地域で子育てを支える各種の体制について、「重要」と回答した割合が最も高いのは、就学前調査・小学生調査ともに「子どもの防犯のために声かけや登下校の見守りをする人がいる」となっています（就学前調査71.0%、小学生調査68.1%）。

また、各項目について、「重要」とした割合と「満足」とした割合との差に注目し、その乖離（重要だとされるが現状の満足度が低い）の度合いをみると、就学前調査・小学生調査ともに、同じく「子どもの防犯のために声かけや登下校の見守りをする人がいる」が最も乖離しており、40ポイント程度の差がついています。



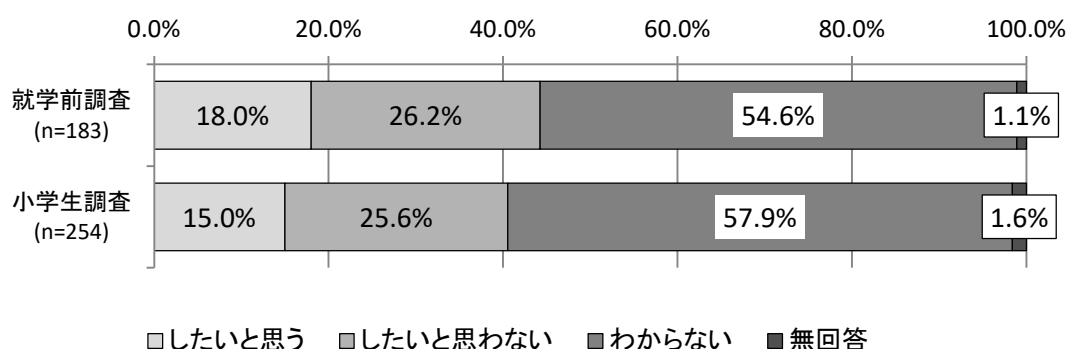
○地域で子育てを支える体制の重要度・満足度（続き）



○子育て支援のボランティア活動や協力への参加意向

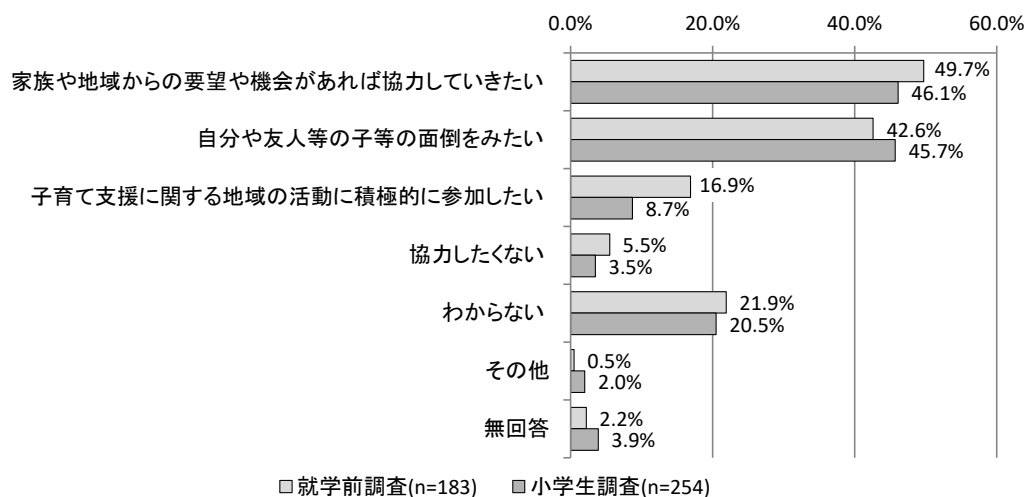
子育ての経験を活かして子育て支援のボランティア活動をしてみたいかについて、「したいと思う」と回答した割合が、就学前調査では18.0%、小学生調査では15.0%となっており、一定程度の人数が参加意向を有していることがうかがえます。

また、「わからない」とした割合が、両調査で半数を超えていることから、ボランティア活動への実感・イメージが広まっていないと考えられ、参加を促進する取り組み次第でこうした意向は大きく変わるものと見込まれます。



○子育てについてどのような協力をしたいか

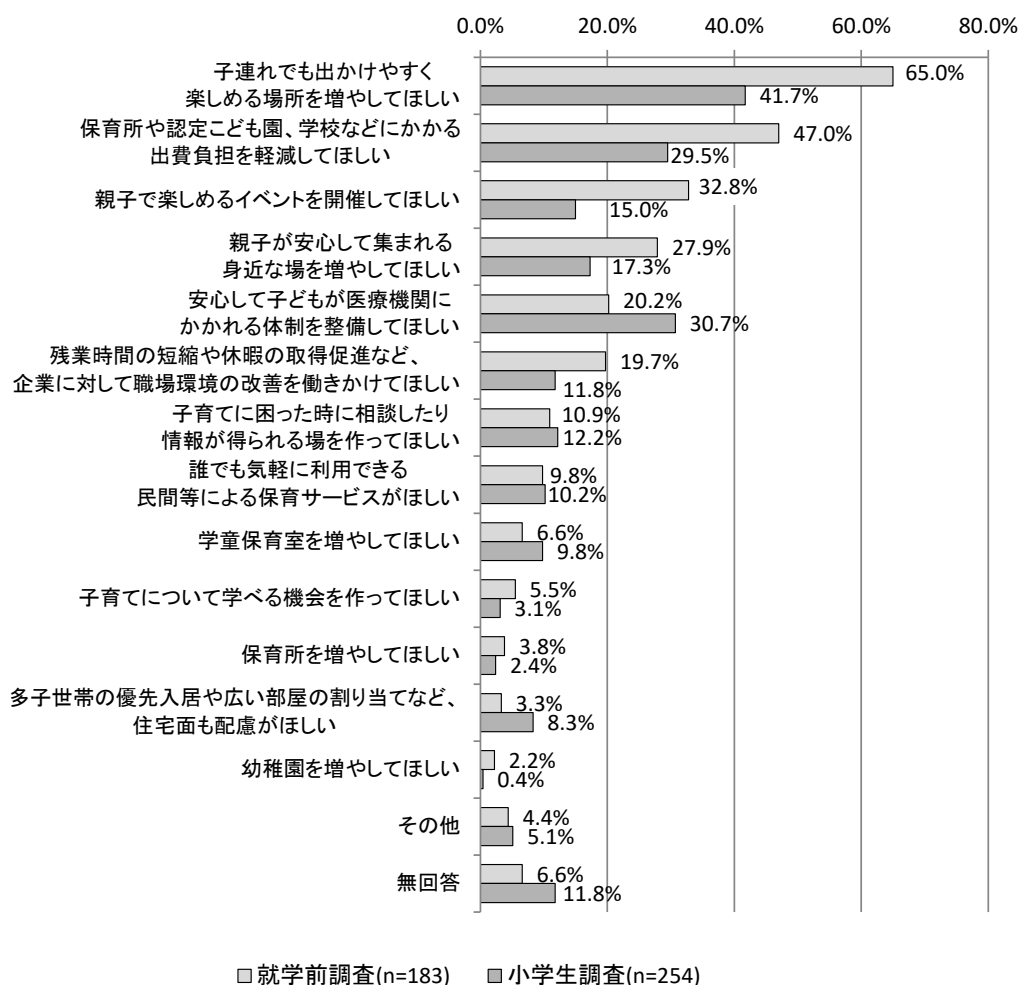
具体的に「子育てについてどのような協力をしたいか」を尋ねた設問では、両調査で「家庭や地域からの要望や機会があれば協力していきたい」が約半数と最も高くなっており、「協力したくない」は数%に留まっています。このことから、地域での子育ての協力体制を拡充していく上では、協力していく意向に応じた機会や情報の提供・コーディネートが重要であると言えます。



○子育て支援環境の充実のために必要な支援策

必要だと考える支援策について、最も回答割合が高かったのは、就学前調査・小学生調査ともに、「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」となっています。一方、「保育所を増やしてほしい」「幼稚園を増やしてほしい」を選択した割合は、両調査で数%に留まっており、本町では就学前の保育・教育施設を拡充するニーズは相対的にみて必ずしも高くはないことがうかがえます。

また、前回調査で最も回答割合が高かったのは、就学前調査では出費負担の軽減（63.0%）、小学生調査では医療機関にかかる体制整備（42.7%）でしたが、それぞれについて今回の調査結果と比較すると、どちらも今回の調査の方で回答割合が10ポイント以上下がっています（就学前調査「保育所や認定こども園、学校などにかかる出費負担を軽減してほしい」47.0%、小学生調査「安心して子どもが医療機関にかかる体制を整備してほしい」30.7%）。一方で、「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」は前回調査時（就学前調査58.5%、小学生調査41.8%）から高いままであることがうかがえます。



6. 前回計画期間の事業実施状況

前回計画は、基本理念と5つの基本目標を設定し、それぞれの基本目標の下に計画期間中の各種の事業が定められました。以下では、これらの基本目標ごとに、各種の事業の実施状況及び課題を示します。また、前回計画には定められていなかった新規の事業に関しても別途示します。

(1) 基本目標1 すべての子ども・子育て家庭の支援

○実施状況

項目	実施状況
保育所の開所時間延長	保育所での延長保育は、平成27年度より開所時間を11時間に拡大して実施している。
総合的な相談体制の充実	子育て支援課を平成28年度に新設。また平成29年度より子育て世代包括支援センターを整備し、子育て支援に総合的に取り組んでいる。
放課後等子ども教室	平日及び長期休業中に開室しており、40人だった定員を令和元年度より45人に拡大した。
経済的な支援の拡充	第2子・第3子への出産祝い金の増額や、入学祝い金の対象の拡大（中学校等入学生徒を追加）、こども医療費支給の対象の拡大（18歳となる年度末まで）、第3子以降の児童の保育料の無料化等を新たに実施している。
児童館における相談事業の充実	平成28年度より、助産師に育児や母乳の相談ができる「ママサロン」を開始した。

○課題

項目	課題内容
保育教諭等の確保	一時預かり保育事業では、親の就労の増加等を背景に利用児童が増えており、保育教諭等の確保が困難である。
地域子育て支援拠点事業の充実	子育てサークルやサロンを充実させ、利用者同士の交流や職員への相談をしやすい環境をつくっていくことが求められる。
地域人材・担い手の確保	地域社会の人材による子育て支援として、愛育班や子ども会、よこぜおはなしの会等の活動や、各種のボランティア活動が行われているが、その担い手の確保が課題となっている。

(2) 基本目標2 母子の健康の維持及び増進

○実施状況

項目	実施状況
各種の訪問事業	妊娠中からの相談支援等の充実を図るため、原則全妊婦を対象とした妊婦訪問を実施。また、産前・産後等に専門職の派遣を行って家庭をサポートする育児支援家庭訪問事業を開始した。(ともに平成28年度より。)
マタニティストレッチ	平成30年度より助産師によるマタニティストレッチの取り組みを開始した。
健康診査	平成28年度より5歳児健診を開始し、3歳児健診より後に集団の中で発見される発達課題に対してもフォローが行えるようになっている。また、令和元年度より1歳6か月健診に新たに臨床心理士が参加している。
乳幼児の保健師相談	個々の相談対応に要する時間が増え、十分に対応できない状況があったことから、平成28年度より保健師を2名から3名の体制へと増員した。
小児医療の充実	平成30年度より、アプリで小児科医に相談できる「小児科オンライン相談事業」を開始し、平成31年1月からは、対象を広げ「小児科・産婦人科オンライン」として実施している。

○課題

項目	課題内容
参加可能な支援事業の実施	妊婦を対象とした支援事業については、妊娠中も仕事をしている方が増えた等の背景があり、日曜日の開催でも参加者が少ない状況である。
専門職の人材確保	育児支援家庭訪問事業に携わる専門職の人材確保が課題となっている。

(3) 基本目標3 要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進

○実施状況

項目	実施状況
虐待防止	平成28年度から育児支援家庭訪問事業や産後うつケア事業等を活用して保護者のストレスの軽減に努めるとともに、両事業の従事者向けの研修会を実施した。
療育体制の充実 (すきっぷ教室)	「すきっぷ教室」では、平成30年度から言語聴覚士に講師依頼を年2回しており、集団指導と個別相談の両方に対応している。また、令和元年度からは作業療法士にも年2回依頼し、同じく集団指導と個別相談の両方を実施する。
療育体制の充実 (はぐくみ相談)	主に乳幼児と保護者を対象とし、専門職が運動やことば等の相談に応じる「はぐくみ相談」は、秩父郡市共同の事業として実施してきたが、利用希望者が増え、予約待ちの状況があり、令和元年度より本町単独の事業としている。
巡回訪問や各種 会議による連携 強化	保健師や専門家による保育施設への巡回訪問や現場の保育士とのケース会議等を行い、個々の子どもの発達に応じた対応を共有し支援している。また、必要に応じて保護者と相談しながら、療育機関へつなげている。

○課題

項目	課題内容
専門職の確保	小児を専門とする理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床心理士等の専門職の確保が課題となっている。

(4) 基本目標4 健やかな成長を支える教育環境の整備

○実施状況

項目	実施状況
地域人材からの 協力	「学校応援団」として児童生徒の登下校の見守り、学習支援（サタスタ）、部活動指導等、様々な学校活動への支援をいただいている。
幼稚園の 預かり保育	幼稚園の預かり保育は、平成30年4月に認定こども園へ移行した後、も一時預かり保育事業として継続して実施している。

項目	実施状況
指導専門員等の配置	学校教育の充実に向けて、県費教員の出向による指導主事 1 名に加え、町の非常勤職員として学校教育指導員を、平成27～29年度は1名、平成30年度からは2名配置し、学習指導体制の強化・充実を図った。

○課題

項目	課題内容
教育に係る地域人材の確保	小・中学校において、地域住民による「学校応援団」の協力活動があるが、登録者数は減少傾向にある。また、総合的な学習の時間における外部指導者の確保も難しくなっており、活動に対する理解を得るための情報提供や、学校と地域をつなぐコーディネートが求められる。

(5) 基本目標5 安心して子育てができる生活環境の確保

○実施状況

項目	実施状況
防犯対策	パトロールや安心安全メール等による住民への情報提供を実施している。また、LEDを中心として防犯灯の設置を進めてきている。登下校時の防犯対策に関しては、下校時に防災無線にて地域の見守りを呼びかける、防犯ベル（ブザー）の携帯を行う等の取り組みを実施している。
交通安全の確保	通学路において保護者や「学校応援団」による立哨指導・見守りを行っている。
公共施設の整備	平成28年度には町役場本庁舎内に授乳室・キッズスペースを設置した。

○課題

項目	課題内容
後継者の育成	「学校応援団」による立哨指導・見守りについては、後継者の育成が必要となる。
公園の充実	ウォーターパーク・シラヤマの利用者数は、横ばいの状況であり、より魅力ある公園とするため、遊具の増設・更新のほか、公園内施設の見直し等の検討が必要である。

(6) 新規事業

前回計画策定以降、専門職等による切れ目ない支援や子育て世帯のニーズを背景に必要な取り組みが新規に始められており、以下の表に示します。

基本目標	事業名
1 すべての子ども・子育て家庭の支援	父親の育児参加の促進
	子育て応援企業の紹介
	多子世帯への保育料の軽減
2 母子の健康の維持及び増進	5歳児健康診査
	乳房ケアの助成
	産後健康診査費の助成
	小児科オンライン相談事業
	子どもを生みたい人への支援
	子育て世代包括支援センターの設置
	ほっとハグくむ ママサロン
	新生児聴覚検査費の助成
	産前・産後ケア事業
	育児支援家庭訪問事業
4 健やかな成長を支える教育環境の整備	横瀬小学校・横瀬中学校 ICT 整備事業
	道徳科の充実

第3章 計画の基本的な考え方

1. 子ども・子育て支援法に基づく基本指針

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に規定される計画として、同法に基づく基本指針（下記参照）に則して策定するものです。

◇子ども・子育て支援法に基づく基本指針◇

子ども・子育て支援の意義に関する事項（抜粋）

■子どもの育ち及び子育てをめぐる環境

子どもの育ちと子育てを、行政や地域社会を始め社会全体で支援していくことが必要である。

■子どもの育ちに関する理念

一人一人がかけがえのない個性ある存在として認められるとともに、自己肯定感をもって育まれることが可能となる環境を整備することが、社会全体の責任である。

■子育てに関する理念と子ども・子育て支援の意義

発達に応じた適切な保護者の関わりや、質の高い教育・保育の安定的な提供を通じ、子どもの健やかな発達を保障することが必要である。

■社会のあらゆる分野における構成員の責務、役割

社会のあらゆる分野における全ての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要である。

2. 基本理念

前回計画である「横瀬町子ども・子育て支援事業計画」では、「人と自然と文化が織りなす、“よこぜ”は子どもの未来を拓く」という基本理念を、「横瀬町次世代育成支援地域行動計画（後期行動計画）」から引き継ぎ、さまざまな取り組みを進めてきました。一方、本計画「第2期横瀬町子ども・子育て支援事業計画」をこの度策定するにあたっては、少子化やライフスタイルの変化・ニーズの多様化といった、子育てをめぐる状況の変化を踏まえていく必要があります。

本計画では、地域の支え合いや、切れ目がなくきめ細やかな支援の中で、子育てに関わる多様な人々それぞれが喜びや楽しみを実感でき、自然豊かな環境において一人ひとりの子どもが幸せに暮らし成長していける社会の実現を目指して、「自然の中で色とりどりの子育て・子育て 笑顔の花がひらくまち」を基本理念とし、子ども・子育て支援に取り組みます。

自然の中で色とりどりの子育て・子育て
笑顔の花がひらくまち

【基本理念に込められた思い】

“色とりどり”

総合振興計画の計画目標「カラフルタウン」に基づき、
一人ひとり・多様性を大切にしながら

“笑顔”

幸せや安全・安心を
第一に考えて

“ひらく”

子どもたちの夢の扉が「開く」ま
ち、明るい未来が「拓く」まちに

3. 施策の体系

(1) 必要な事業量の見込み

基本理念「自然の中で色とりどりの子育て・子育て 笑顔の花がひらくまち」の推進にあたっては、国から提示される基本指針等に沿って、教育・保育提供区域ごとに、計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み」を定めます(本計画の第4章)。その上で、すべての子育て家庭のために、多様なニーズに応える教育保育事業、地域子ども・子育て支援事業を提供していきます。

(2) 基本目標と基本施策

これらの事業を展開していく上では、5つの基本目標を設定し、さらにそれぞれに基本施策を設け、総合的に子ども・子育て支援施策を推進していきます。

基本目標1 すべての子ども・子育て家庭への支援

すべての子育て家庭のために、利用者のニーズを踏まえた保育サービスの充実を図るとともに、経済的支援を行います。また、子育てをする親同士の相談や交流の場の提供等、地域社会で積極的に子育てをサポートする温かい地域づくりの形成を目指し、子育て家庭を地域で支え合えるネットワークづくりを推進していきます。

■基本施策

- (1) 教育・保育サービスの充実
- (2) 地域における子育て支援サービスの充実
- (3) 地域における子どもの居場所づくり
- (4) 子育てに対する経済的支援

基本目標 2 親子の健康の維持及び増進

安心して子どもを生み育てることができる環境の整備、乳幼児に対する健康診査と事後指導や相談体制の充実、小児特有の疾病に対応した専門医療機関との連携を図る等、母子保健の充実を図ります。

■基本施策

- (1) 妊婦等に対する保健・医療の充実
- (2) 子どもの健康を守る体制の整備

基本目標 3 支援が必要な子どもへの対応などきめ細かな取り組みの推進

子ども・子育ての状況は場合によりさまざまであることを踏まえた上で、障がいの有無や貧困の状況に関わらず、すべての子どもの人権が尊重され、また、だれもが身近な地域で自立した生活ができるよう、支援を必要とする児童・家庭へのきめ細かな取り組みを推進します。

■基本施策

- (1) 児童虐待防止対策の充実
- (2) 障がい児施策の充実
- (3) ひとり親家庭等の自立支援の推進

基本目標 4 健やかな成長を支える教育環境の整備

子どもが心身ともに健やかに成長し、豊かな心を持った大人に育つよう、学校教育を充実させるとともに、家庭や学校、地域社会の十分な連携の下で、家庭や地域の教育力の向上を図ります。

■基本施策

- (1) 子どもの生きる力をはぐくむ学校教育の推進
- (2) 家庭や地域の教育力の向上
- (3) 多様な教育・活動機会の提供

基本目標5 安心して子育てができる生活環境の確保

子育て家庭にやさしい地域の道路交通環境、公共施設等の整備を推進するとともに、防犯体制の強化にも取り組み、関係機関・団体等との連携を強化しながら、子どもが安心して暮らすことのできる環境づくりを推進します。さらに、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が実現できる地域社会づくりを推進します。

■基本施策

- （１）子どもの安全の確保
- （２）子育てを支援する生活環境の整備
- （３）仕事と子育ての両立を支援する環境の整備

（３） 分野横断的な課題

上記の５つの基本目標にまたがって分野横断的に当てはまる以下の課題について留意した上で、本計画の施策を展開していきます。

■地域で子育てを支える人材の確保

子ども・子育てに関し細かなニーズに対応していく上では、専門職の確保が重要となります。また、児童福祉法の改正により、市町村において児童等に対し必要な支援を行う体制の強化が求められており、子ども家庭総合支援体制の整備と必要な専門職の確保に向けた取り組みが必要です。

さらに、本町の保護者のニーズとしては、放課後等子ども教室や地域の防犯体制等へのニーズが高まっており、地域の方々の参画による支え合いが求められる場面は多くあると言えます。人口減少・少子高齢化の傾向にある本町では、地域の方々の参画・協力を得るため、地域体制の整備・コーディネートが必要です。

専門職や地域人材といった、地域で子育てを支える人材を広く確保していくために、各種の取り組みを推進していきます。

(4) 施策体系図

基本理念

自然の中で色とりどりの子育て・子育て 笑顔の花がひらくまち

基本目標 1 すべての子ども・子育て家庭の支援 (P46)

基本施策

- 1 教育・保育サービスの充実 (P46)
- 2 地域における子育て支援サービスの充実 (P47)
- 3 地域における子どもの居場所づくり (P49)
- 4 子育てに対する経済的支援 (P51)

基本目標 2 親子の健康の維持及び増進 (P52)

基本施策

- 1 妊婦等に対する保健・医療の充実 (P52)
- 2 子どもの健康を守る体制の整備 (P55)

基本目標 3 支援が必要な子どもへの対応などきめ細かな取り組みの推進 (P57)

基本施策

- 1 児童虐待防止対策の充実 (P58)
- 2 障がい児施策の充実 (P59)
- 3 ひとり親家庭等の自立支援の推進 (P60)

基本目標 4 健やかな成長を支える教育環境の整備 (P61)

基本施策

- 1 子どもの生きる力をはぐくむ学校教育の推進 (P61)
- 2 家庭や地域の教育力の向上 (P64)
- 3 多様な教育・活動機会の提供 (P65)

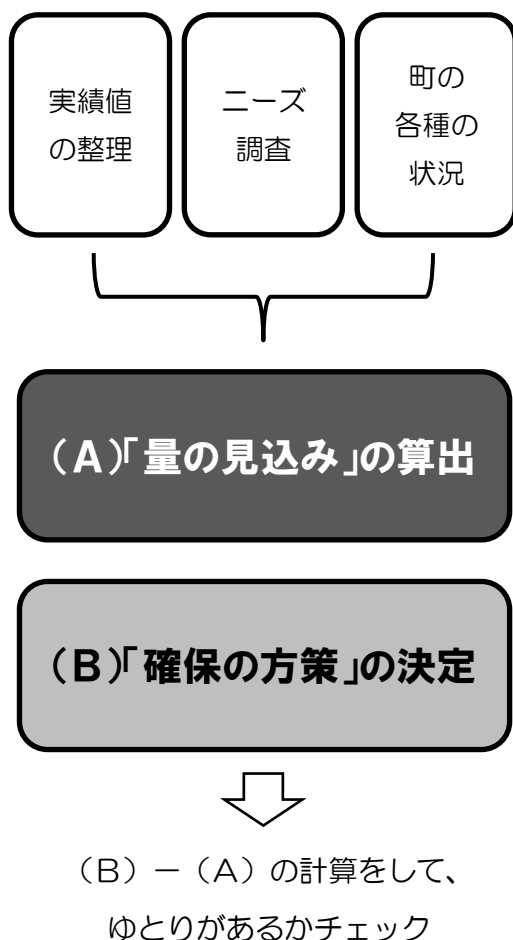
基本目標 5 安心して子育てができる生活環境の確保 (P67)

基本施策

- 1 子どもの安全の確保 (P67)
- 2 子育てを支援する生活環境の整備 (P69)
- 3 仕事と子育ての両立を支援する環境の整備 (P70)

第4章 教育・保育提供区域における量の見込みと確保の方策

子ども・子育て支援法の規定では、市町村が定める教育・保育提供区域ごとに、教育・保育等の各種の事業の必要量の見込み及びそれらの確保の方策を定めることとなっており、本計画の策定にあたっては下図のプロセスで決めました。



○事業ごとに、利用回数や利用人数が「これまでどうだったか（実績値）」を整理します。さらに、町民に対しニーズ調査を行い、各事業に対するニーズを把握します。そこに町の各種の状況を加味した上で、「量の見込み」を算出し、「確保の方策」を定めます。

○「量の見込み」は、次期計画期間において対応が必要となる各事業の量（利用人数や利用回数等）を推計したものです。推計は、実績値やニーズ調査を基に行っています。

○「確保の方策」では、次期計画期間にどれだけ各事業の量を確保するか、内訳ごとに示しています。それら内訳の合計が、当該事業の確保量となります。

○「量の見込み」に対し、「確保の方策」の合計が上回っていれば、事業の実施態勢として、見込みに対するゆとりがあるといえます。

1. 教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域は、市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、施設の整備状況等の条件を総合的に勘案して定めることとされており、本計画においては、**本町全体を1区域**として設定します。

2. 教育・保育施設の量の見込み及び確保の方策

(1) 3号認定(0歳)の人数(各年度4月1日時点)

出産後、早期の職場復帰を希望する保護者が安心して預けることができるよう、保育所及び認定こども園において、必要な0歳児保育定員の確保を図ります。

単位：人

	これまでの実際の数値（実績値）					次期計画期間				
年度	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6
						量の見込み				
町内児童	3	5	5	11	4	4	5	5	5	5
						確保の方策				
	実績値の内訳・町内施設					町内施設での受け入れ				
こども園				2	2	6	6	6	6	6
保育所	2	2	4	1	1	5	5	5	5	5
	実績値の内訳・町外施設					町外施設での受け入れ				
こども園	0	2	0	4	1	1	1	1	1	1
保育所	1	1	1	4	0					
確保の方策・合計						12	12	12	12	12
量の見込みに対するゆとり						8	7	7	7	7

(2) 3号認定（1～2歳）の人数（各年度4月1日時点）

共働き家庭やひとり親家庭の保護者が安心して預けることができるよう、保育所及び認定こども園において、必要な1～2歳児保育定員の確保を図ります。

単位：人

	これまでの実際の数値（実績値）					次期計画期間				
	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6
						量の見込み				
町内児童	27	23	22	55	70	62	62	62	60	58
						確保の方策				
	実績値の内訳・町内施設					町内施設での受け入れ				
こども園				23	38	50	50	50	50	50
保育所	18	14	15	19	16	28	28	28	28	28
	実績値の内訳・町外施設					町外施設での受け入れ				
こども園	1	2	0	6	4	16	16	16	16	16
保育所	8	7	7	7	12					
確保の方策・合計						94	94	94	94	94
量の見込みに対するゆとり						32	32	32	34	36

(3) 2号認定(3～5歳)の人数(各年度4月1日時点)

共働き家庭やひとり親家庭の保護者が安心して預けることができるよう、保育所及び認定こども園において、必要な3～5歳児保育定員の確保を図ります。

また、世帯ごとの多様な就労状況や子育てに対する保護者の考え方に応じた適切な教育・保育が提供できるよう、認定こども園において、必要な3～5歳児教育・保育定員の確保を図ります。(2号認定に相当する児童のうち、教育ニーズが高い児童は、認定こども園で受け入れ)

単位：人

単位：人

		これまでの実際の数値（実績値）					次期計画期間				
	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	
						量の見込み					
町内児童	46	47	48	81	83	92	94	95	89	83	
	量の見込み・内訳→			①保育ニーズ		87	89	90	85	79	
				②教育ニーズ		5	5	5	4	4	
						確保の方策					
	実績値の内訳・町内施設					町内施設での受け入れ					
こども園				33	36	55	55	55	56	56	
保育所	36	33	28	24	22	57	57	57	57	57	
	実績値の内訳・町外施設					町外施設での受け入れ					
こども園	3	5	7	18	18	25	25	23	20	20	
保育所	7	9	13	6	7						
確保の方策・保育ニーズ合計（A）						137	137	135	133	133	
こども園（教育ニーズへの対応）						5	5	5	4	4	
確保の方策・教育ニーズ合計（B）						5	5	5	4	4	
量の見込みに対するゆとり・保育 〔（A）－①〕						50	48	45	48	54	
量の見込みに対するゆとり・教育 〔（B）－②〕						0	0	0	0	0	

(4) 1号認定(3～5歳)の人数(各年度4月1日時点)

世帯ごとの多様な就労状況や子育てに対する保護者の考え方に応じた適切な教育が提供できるよう、幼稚園や認定こども園において、必要な3～5歳児教育定員の確保を図ります。

単位：人

	これまでの実際の数値(実績値)					次期計画期間				
	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6
						量の見込み				
町内児童	127	119	113	69	66	62	63	63	59	56
						確保の方策				
	実績値の内訳・町内施設					町内施設での受け入れ				
幼稚園	103	99	92	0	0	0	0	0	0	0
こども園	0	0	0	50	53	90	90	90	90	90
	実績値の内訳・町外施設					町外施設での受け入れ				
幼稚園	19	14	18	0	0	13	13	13	13	13
こども園	5	6	3	19	13					
確保の方策・合計						103	103	103	103	103
量の見込みに対するゆとり						41	40	40	44	47

3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保の方策

(1) 時間外保育事業（延長保育）（0～5歳）の利用児童数

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日、利用時間以外の日及び時間において、保育所や認定こども園等において保育を実施する事業です。

引き続き事業を実施し、事業量に応じた体制づくりに努めます。

単位：人

	これまでの実際の数値（実績値）					次期計画期間				
	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6
						量の見込み				
利用児童数	0	0	0	7	—	10	10	10	10	10
						確保の方策				
利用児童数						10	10	10	10	10

(2) 放課後児童健全育成事業（学童保育室）（6～11歳）の利用児童数

保護者が労働等により、昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

本事業においては、放課後等子ども教室事業と連携し、「新・放課後子ども総合プラン」の計画的な推進を図り、遊びの場の拡大と幅広い年齢での遊びの共有及び共働き家庭の子どもに対する放課後の居場所の確保に向け、対応していきます。

単位：人

	これまでの実際の数値（実績値）					次期計画期間				
	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6
						量の見込み				
低学年	29	43	27	30	29	27	27	27	27	27
高学年	0	10	23	22	24	23	23	23	23	23
量の見込み・合計						50	50	50	50	50
						確保の方策				
全学年合計						50	50	50	50	50

(3) 子育て短期支援事業（0～18歳）の延べ利用日数

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、保育所、ファミリーホーム等で預かる事業です。主な事業内容としては短期入所生活援助（ショートステイ）事業及び夜間養護等（トワイライトステイ）事業です。

これまで本町での実施はなく、利用実績がないことから、必要量を見込むことが難しい状況にあります。ひとり親家庭の増加や女性の就労増加等に伴い、今後ニーズの増加が見込まれます。事業の性質上、近隣市町村の児童福祉施設等への委託を検討し、ニーズに対応していきます。

単位：人日

	これまでの実際の数値（実績値）					次期計画期間				
	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6
						量の見込み				
延べ 利用日数						—	—	—	—	—
						確保の方策				
	延べ利用日数					0	0	0	0	0

（４） 地域子育て支援拠点事業（０～２歳）の延べ利用人数

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。本町では、横瀬町保育所で地域子育て支援センターを実施しています。また、児童館内で「かわせみひろば」や出張ひろば「メープルの森」を実施しています。

量の見込み及び確保方策では、施設定員の設定はしていませんが、利用のニーズ量の確保を図るとともに、利用者のニーズをとらえて事業の拡充を図り、既存施設が質・量ともに十分な受け皿となるような方策を検討します。

今後も、利用者のニーズを的確にとらえ、乳幼児活動や相談事業の充実、交流・参加型事業の充実等、子育て支援拠点としての事業の充実を図ります。

単位：人回

	これまでの実際の数値（実績値）					次期計画期間				
	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6
						量の見込み				
延べ 利用人数	5,952	5,187	5,269	6,216	—	6,323	5,907	5,865	5,657	5,449
						確保の方策				
	提供体制（か所）					2	2	2	2	2

(5) 一時預かり事業の延べ利用人数

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を認定こども園・幼稚園・保育所等で一時的に預かる事業です。保護者の利用ニーズに対応できるよう、引き続き事業を実施し、事業量の確保に努めます。

①幼稚園型（3～5歳）

主に在園児を対象とし、保護者の多様なニーズに対応するため、通常の保育時間の前後や長期休業日に預かり保育をすることで、幼児の心身の健全な発達を図り、保護者の子育て支援を行う事業です。

単位：人日

単位：人

	これまでの実際の数値（実績値）					次期計画期間				
	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6
						量の見込み				
在園児 1号認定	512	510	559	821	—	119	121	145	141	138
在園児 2号認定						714	729	742	736	729
量の見込み・合計						833	850	887	877	867
						確保の方策				
在園児合計						833	850	887	877	867

②幼稚園型以外（1～5歳）

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として日中保育所において一時的に預かり、必要な保育を行うことで、学校行事等の行事参加やリフレッシュ等の事由による多様な保育ニーズに対応する事業です。ファミリー・サポート・センターの事業においても一時的な預かりを行っています。

単位：人日

	これまでの実際の数値（実績値）					次期計画期間				
	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6
						量の見込み				
延べ利用 児童数	8	105	55	36	—	44	52	61	67	71
						確保の方策				
一時預かり事業						40	47	55	61	65
ファミリー・サポート・センター（病児対応除く）						4	5	6	6	6
確保の方策・合計						44	52	61	67	71

（６） 病児・病後児保育事業（０～５歳）の延べ利用日数

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。

現在、町内では病児・病後児保育事業については実施していませんが、秩父市のファミリー・サポート・センターにて、病後児保育の一部を実施しています。また、秩父圏内で広域的に実施できるかどうか、秩父定住自立圏での検討事項となっています。

本町での利用実績はないことから、必要量を見込むことが難しい状況にありますが、保護者の子育てと仕事の両立を支援し、病児・病後児が安心して過ごせる保育環境を整えるために、安全・安心な施設や保育体制づくりを検討していきます。

単位：人日

	これまでの実際の数値（実績値）					次期計画期間				
	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6
						量の見込み				
延べ利用日数						—	—	—	—	—
						確保の方策				
延べ利用日数						0	0	0	0	0

（７） ファミリー・サポート・センター事業（０～１１歳）の延べ利用人数

子育ての援助を受けたい方（利用会員）と子育ての援助を行いたい方（協力会員）の会員組織で、会員相互による育児の援助活動を行う事業です。

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）については、秩父定住自立圏事業として実施しています。

事業の周知を図り、必要な時に利用できるよう、利用者のニーズの把握や事業の担い手となる人材の確保に努めます。

単位：人日

	これまでの実際の数値（実績値）					次期計画期間				
	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6
						量の見込み				
未就学児	0	2	4	14	—	12	12	12	12	12
就学児	8	5	2	1	—	8	8	8	8	8
						確保の方策				
全学年合計						20	20	20	20	20

(8) 利用者支援事業の実施か所数

子どもまたはその保護者の身近な場所で、子どもの保護者（主に就学前児童保護者）を対象に、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

本町では、利用者支援として子育て支援のチラシ発行等による情報提供を行っています。また、保育所、児童館や子育て支援課の窓口等で、子育て中の保護者からの相談に応じています。

今後も引き続き、利用者支援事業として、保育所、児童館や子育て支援課の窓口において保護者からの子育てに関する相談に対応していきます。

単位：か所

	これまでの実際の数値（実績値）					次期計画期間				
	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6
						量の見込み				
基本型・特定型	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
母子保健型	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1
						確保の方策				
基本型・特定型						3	3	3	3	3
母子保健型						1	1	1	1	1

(9) 養育支援訪問事業（0～11 歳）の訪問実人数

養育支援が特に必要な家庭に対して、自宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

本町での実績値の推移を踏まえ、計画期間においては過去実績に比べ事業量を多く見込んでいます。引き続き、乳児家庭全戸訪問事業の結果等から対象者の把握に努めるとともに、保健師・保育士等の配置により、必要な事業量の確保に努めます。

単位：人

	これまでの実際の数値（実績値）					次期計画期間				
	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6
						量の見込み				
訪問 実人数	22	33	46	68	—	80	80	80	80	80
						確保の方策				
訪問実人数						80	80	80	80	80

(10) 乳児家庭全戸訪問事業（0歳）の訪問乳児数

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭に対し、町の保健師が自宅に訪問し、母子の心身の状況と保育環境の把握、子育てに関する情報提供、育児についての相談や助言、その他必要な支援を行う事業です。

本計画期間中、すべての対象家庭への訪問を見込んでいます。訪問結果により支援が必要と判断された家庭について、適宜、関係者によるケース会議を行い、養育支援訪問事業をはじめとした適切なサービスの提供につなげていきます。

単位：人

	これまでの実際の数値（実績値）					次期計画期間				
	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6
						量の見込み				
訪問 乳児数	49	57	66	42	—	49	47	46	44	43
						確保の方策				
訪問乳児数						49	47	46	44	43

(11) 妊婦健康診査の受診者数

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

本町では、医療機関等において実施している妊婦健診に対し、助成券等を母子健康手帳交付時に交付しています。本計画期間中、すべての妊婦の受診を見込んでおり、引き続き、医療機関等における受診体制の確保を図るとともに、受診の際の利便性の向上と受診機会の拡大に努めます。

単位：人回（実人数の単位は人）

	これまでの実際の数値（実績値）					次期計画期間				
	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6
						量の見込み				
実人数	60	59	91	72	—	82	79	77	74	72
延べ人数	642	755	640	649	—	740	709	694	664	649
						確保の方策				
延べ人数						740	709	694	664	649

■児童人口推計（参考）

以下の人口推計を基に、本章で示した各事業の算出を行っています。人口推計は、コ
ーホート変化率法によるものです。

単位：人

	これまでの実際の数値（実績値）					今後の推計値				
	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6
0 歳	52	50	56	59	48	49	47	46	44	43
1 歳	54	51	47	59	56	47	48	47	45	43
2 歳	50	53	53	47	58	56	47	48	47	45
3 歳	61	49	51	52	47	57	55	47	47	46
4 歳	66	62	49	49	51	46	56	55	46	47
5 歳	58	63	64	50	49	51	46	56	55	46
6 歳	77	57	63	67	51	50	52	47	58	56
7 歳	79	73	59	62	65	50	49	51	47	57
8 歳	60	75	72	59	65	65	50	49	51	46
9 歳	93	58	75	72	60	65	64	50	49	51
10 歳	69	89	59	74	76	60	66	65	50	49
11 歳	78	69	90	59	75	77	61	66	65	51

第5章 子ども・子育て支援施策の展開

基本目標 1 すべての子ども・子育て家庭の支援

現況把握

- ◇保育需要が多様化し、幼児教育・保育の無償化に伴う利用意向の変化も予想されている中で、通常の保育に加え、一時保育、時間外保育、病後児保育等、多様な保育サービスを質・量両面で適切に展開していくことが課題となっています。
- ◇核家族化が進行し、家庭での育児力の低下や近所付き合いの希薄化による子育て家庭の孤立等の問題が懸念されます。保護者の交流の場づくりや子どもの居場所づくり等を通して、子育てにおける負担軽減や子ども及び子育て家庭の孤立防止等に取り組むことが、課題となっています。
- ◇児童数自体は減少傾向にありますが、0～2歳児の保育や小学生の放課後における保育の需要は高まっており、人材確保を含め、需要に対応できる適切な体制の整備が重要となっています。

基本施策 1 教育・保育サービスの充実

施策の方向

- 保育需要に対応した適正なサービス量を確保します。
- 保護者の就労形態の多様化や疾病、育児疲れの解消等の理由による多様な保育需要の高まりに対応するため、多様で良質な保育サービスの充実を図ります。

具体的な取り組み

(1) 需要に応じた教育・保育サービスの充実

事業名	事業概要	担当課等
通常保育事業	保護者の就労または疾病等の理由により、家庭での保育が必要な児童について、保育所・認定こども園での保育を行います。また、質の良い保育サービスが提供できるよう、保育の環境整備や保育教諭の研修等に努めます。	保育所 認定こども園

事業名	事業概要	担当課等
一時保育の実施	保護者の疾病や冠婚葬祭等の理由により、児童の保育が困難になったときの一時預かり保育の充実に努めます。	保育所 認定こども園
障がい児保育の推進	集団保育が可能な障がいのある児童を受け入れ、担当保育士による保育を行います。また、療育機関等との連携強化及び保育従事者の療育関連の専門的知識の向上に努めます。	保育所 認定こども園
認定こども園や保育所との連携強化	利用者のニーズにあった教育・保育サービスができるよう認定こども園や保育所と連携し、延長保育事業や一時預かり保育事業等の充実に努めます。	子育て支援課 認定こども園
病児・病後児保育等の検討	病児・病後児保育の実施等について、利用者のニーズの動向をふまえ、広域的に実施体制の検討を進めます。	子育て支援課

基本施策2 地域における子育て支援サービスの充実

施策の方向

- 身近な場所で子どもと一緒に遊んだり、気軽に子育てに関する話ができる、保護者が「ほっ」とできる場の提供とさまざまな機会を通じて、子育てに関する正しい知識の普及を図るとともに、いつでも気軽に相談できる場の提供に努めます。
- 子育て中の親同士が気軽に交流できる場や機会の提供に努めるとともに、きめ細かな子育て支援に向け、子育てボランティア活動支援の充実と子育て支援活動のネットワークづくりを推進します。
- インターネット等の各種情報媒体を活用し子育て情報の発信に努めます。
- 子育てにかかる経済的負担の軽減を図るため、各種制度により手当の支給やかかる費用の一部助成を行います。

具体的な取り組み

(1) 地域における子育て支援体制の充実

事業名	事業概要	担当課等
地域子育て支援拠点事業の充実	幼児と保護者が気軽に集い、ふれあう仲間づくりの場を提供するとともに、子育て相談、サロンの実施、子育て講習会等を実施し、子育て中の親子を応援します。	児童館

事業名	事業概要	担当課等
子育て世代包括支援センター事業の充実	助産師・保健師が中心となり育児や発達相談に対応する体制を強化した「赤ちゃんくらす」を開催します。	子育て支援課
育児グループの活動支援	幼児を持つ保護者が、子育ての情報交換や仲間づくりを行う場を提供し、活動を広報等で広めながら、地域の人材育成の促進に努めます。	子育て支援課
母子愛育会等への支援	育児不安に悩む保護者等を見守り、育児の孤立を解消・防止して、社会全体で子育てを支えていくための会の活動を支援し、広報等を通じて活動への理解を深めます。	子育て支援課
ファミリー・サポート・センター事業の推進	育児の援助を受けたい人と協力できる人からなる会員を募集し、育児の相互援助を行うファミリー・サポート・センター事業を広域的に推進します。	子育て支援課

(2) 地域の相談体制・情報提供の強化

事業名	事業概要	担当課等
総合的な相談体制の充実	子育て支援課に子育て世代包括支援センターを設置し、保護者の育児不安や悩みなど身近な子育ての相談ニーズに対応できるよう、関係機関との連携により児童相談の充実に努めます。また、より専門的な相談対応や継続的な支援機能を持つ子ども家庭総合支援拠点の整備の検討を行います。	子育て支援課
地域子育て支援センターの機能の充実	地域子育て支援の拠点として、地域子育て支援センターにおける子育て支援に関する情報提供や相談対応を充実します。また、利用者の立場に立った支援内容を検討し、充実していきます。	保育所
子育て情報提供の推進	町広報紙やホームページを通じた子育てに関する地域情報の提供に努めます。また、子育て支援マップや子育てガイドブック等の発行・改訂による最新情報の提供を進めます。さらに、電子媒体を利用した子育て支援情報の提供を充実させます。	子育て支援課

基本施策3 地域における子どもの居場所づくり

施策の方向

- 子どもたちが安心して遊べる場、集える場、交流できる場の充実に努め、地域で活動することの楽しさを体感できる機会を拡充します。
- 学校や家庭、地域における学習機会や活動の場の充実、教育環境の向上を図るため、共有ネットワークづくりを進めます。
- 共働き家庭等における、小学校入学後の子どもの預け先がない問題、いわゆる「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、就学児童が放課後等に多様な体験・活動を行うことができるよう、「放課後児童クラブ」と「放課後子供教室」の連携を図る「新・放課後子ども総合プラン」において、安全・安心に活動事業ができる施設体制づくりを検討していきます。

具体的な取り組み

(1) 新・放課後子ども総合プランの推進

事業名	事業概要	担当課等
新・放課後子ども総合プランの推進	本町では、放課後児童クラブ（学童保育室）と同様、放課後等子ども教室についても、児童の安全・安心な居場所づくりに努めます。また、新・放課後子ども総合プランの推進にあたっては、放課後児童クラブ及び放課後等子ども教室の連携による実施についても検討していきます。	教育委員会 児童館
放課後等子ども教室事業	横瀬小学校において、低学年の児童を対象に、様々な体験活動等を行う放課後等子ども教室を実施します。	教育委員会

(2) 学童保育の推進

事業名	事業概要	担当課等
学童保育室の充実	放課後、保護者の就労等で留守家庭となる児童が安心して過ごせる場所として、学童保育室の充実を図ります。	児童館
保護者や関係機関との連携強化	保護者に児童の日常の様子を伝え共有しながら、家庭での子育てや仕事との両立を支援していきます。	児童館

事業名	事業概要	担当課等
事業内容の充実	生活や遊びをとおして子どもの発達段階に応じた育成支援ができるよう、児童指導員の資質の向上を図り、事業としてのさらなる充実に努めます。	児童館

(3) 子どもの遊び場・居場所の確保

事業名	事業概要	担当課等
児童館の充実	遊びや体験活動を通しての仲間づくり、異年齢・世代間交流の場として幼児から高校生までを対象に児童館事業を充実します。	児童館
学校施設の活用推進	スポーツ活動の場として、小・中学校体育館等の学校施設の開放を推進します。	教育委員会
ニーズに対応した居場所の検討	コミュニティ広場など既存の広場等を含め、「親子で気軽に出かけられる場所」として、安全・安心な子どもの居場所について検討します。	まち経営課 子育て支援課
ボランティアによる子どもの居場所事業	子どもの食事や学習の場を提供する「子どもの居場所づくり」の取り組みが広がっており、取り組みに関わる各団体と連携していきます。	子育て支援課

コラム：放課後の子どもの居場所

小学校に入学した児童に対して、放課後や夏季休業中の居場所として「学童保育室」（写真右上）と「放課後等子ども教室」（写真右下）を提供しています。

学童保育室では、日中に就労等で保護者が家庭にいない児童を預かっており、放課後等子ども教室では、低学年の児童を対象に多彩な活動機会を提供しています。

写真掲載予定

写真掲載予定

基本施策4 子育てに対する経済的支援

施策の方向

○子育てにかかる経済的負担の軽減を図るため、各種制度により手当の支給やかかる費用の一部助成を行います。

具体的な取り組み

(1) 子育てに対する経済的支援の充実

事業名	事業概要	担当課等
児童手当、児童扶養手当等各種制度の普及	出産祝い金、入学祝い金、紙オムツ排出用ごみ袋の支給、児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当制度の普及を図るため、十分な情報提供を進めるほか、制度の適正な運用を徹底します。	子育て支援課
こども医療費支給制度の充実	保護者の負担を軽減し、子どもが必要とする医療を安心して受けることができるよう、医療費の自己負担分を支給し、児童保健の向上と福祉の増進を図ります。また、窓口払いを廃止し、医療受診の利便性の向上を図ります。	子育て支援課
就学援助	経済的な理由で就学が困難な子どもに対し、就学に必要な費用を継続して支給します。	教育委員会
多子世帯への保育料等の軽減	保育所等に入所する第3子以降の児童の保育料や副食費を減免することにより、多子世帯における経済的負担の軽減を図り、少子化の改善を図ります。	子育て支援課
学校給食費の助成	小中学校（私立・特別支援学校を含む）に在籍する第2子以降の児童・生徒の学校給食費の一部を助成し、経済的負担の軽減を図ります。	教育委員会

基本目標 2 親子の健康の維持及び増進

現況把握

- ◇子どもを安心して生み育てるためには、子どもはもちろん親の健康管理も重要であり、妊娠期から子育て期にまでわたる切れ目のない支援が重要となっています。前回計画期間には、子育て親子と接する中で必要と思われる、健康の維持・増進に資するさまざまな取り組みを新規に始めています。
- ◇保健分野においては、妊婦健康診査、乳幼児健康診査、育児相談など出産前からの母子の健康管理や相談指導事業をはじめとする様々な母子保健事業を実施しており、日々、きめ細かな相談・指導体制の工夫や母子保健事業の改善、拡大を行っています。
- ◇子どもの急な体調の変化や突然のけが等、救急の対応が必要な場合もあることから、休日や夜間の救急医療の整備及び拡充が求められます。

基本施策 1 妊婦等に対する保健・医療の充実

施策の方向

- 妊娠届出時の相談面接に重点を置き、保健師が妊婦健診やマタニティスクール等に関する情報や妊娠中の正しい知識の普及啓発を行うほか、妊娠前からの啓発についても検討します。
- 個別に支援が必要な妊婦への訪問指導等、きめ細やかな対応により、安心して出産育児ができるよう支援に努めます。

具体的な取り組み

(1) 妊娠・出産期から子育て期までの切れ目のない支援

事業名	事業概要	担当課等
子育て世代包括支援センターの設置	母子保健施策と子育て支援施策との一体的な提供を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うことにより、もって地域の特性に応じた妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する体制を構築します。（後掲のコラム参照）	子育て支援課

事業名	事業概要	担当課等
ほっとハグくむ ママサロン	妊産婦及び子育て中の母親に対して、助産師による育児・母乳相談等の必要な保健指導や産前産後ケアを実施し、出産後の育児不安を軽減するとともに母子の健康維持を支援することで、安心して子どもを産み育てやすい環境を整備します。 ちちぶ定住自立圏事業として、秩父地域の方が利用できるようになっています。（下記のコラム参照）	子育て支援課 児童館

コラム：子育て世代包括支援センター

妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供するため、下記の内容を実施します。

- ①妊産婦及び乳幼児等の実情把握
- ②妊娠・出産・子育てに関する各種の相談対応、及び必要な情報提供・助言・保健指導
- ③支援プランの策定
- ④保健医療又は福祉の関係機関との連絡調整

写真掲載予定

写真の解説（タイトル）

コラム：ほっとハグくむママサロン

写真掲載予定

写真の解説（タイトル）

妊婦、産婦及び子育て中の母親に対して、安心して子どもを産み育てやすい環境を提供するために、以下の内容を実施します。

- ①母乳哺育の推進につながる指導
- ②育児不安の軽減につながる指導（授乳等育児指導）
- ③その他必要とする保健指導（産婦の心身の体調管理等）

(2) 妊娠・出産に関する多面的な支援

事業名	事業概要	担当課等
母子健康手帳の交付	妊娠の届出により母子健康手帳を交付し、妊娠から出産まで母子ともに健康で快適に過ごせるよう、交付時にアンケートを行い、妊娠期から利用できるサービスについて情報提供を行います。	子育て支援課
マタニティストレッチの開催	産科医療機関での両親学級の普及や出産数の減少等の状況を踏まえ、事業内容を変更しながら実施します。妊娠期における運動を通して、安産となるためのしなやかな身体づくりを促進し、マイナートラブルの予防等につなげます。	子育て支援課
妊婦健診・妊婦に対する相談支援・訪問指導の実施	安全で安心できる妊娠期間を過ごし、母子ともに健やかな出産を迎えることができるよう、妊婦健診、妊婦訪問を通して、母子の健康状態を把握し、安心して出産に臨めるよう支援します。	子育て支援課
子どもを生みたい人への支援	不妊治療等に関する情報提供の充実を図るとともに、早期不妊検査費、不育症検査費、不妊・不育治療費を対象として医療費の一部を助成します。	子育て支援課
産後の心身ケア事業	心身が最も不安定になるといわれる産後間もない時期の母親に健診や乳房ケアを受けてもらうことで、母親の身体的な回復状況に加え、育児不安等の精神的な状況も含めて幅広く把握し、受診先の医療機関との連携により、子育て支援の推進を図ります。	子育て支援課

基本施策2 子どもの健康を守る体制の整備

施策の方向

- 子どもの発達に応じた母子保健事業を推進します。
- きめ細かな対応により、親の育児不安の軽減や育児中の孤立を防止します。
- 母子保健、医療、教育、福祉分野の連携と相談体制の充実を図ります。
- 地域の医療機関と連携しながら、子どもへの医療サービス体制の整備・充実を図ります。
- 乳幼児期からの正しい食事の取り方や安全・安心な食生活、望ましい食習慣の定着を図るため、食に関する学習の機会の場や情報の提供に取り組みます。

具体的な取り組み

(1) 子どもの健康の増進と食育の推進

事業名	事業概要	担当課等
乳幼児健康診査及び健康教育の充実	乳幼児の心身の健全な発育を促し、安心して子育てができるようにするため、専門職を派遣し、健康診査の実施体制を充実させ、疾病の早期発見に努めます。	子育て支援課
予防接種の充実	安全かつ安心な予防接種の実施のため、保護者が接種時期や期間等を正しく理解できるよう周知し、必要時には個別の支援を実施します。	子育て支援課
小児医療の充実	子どもの急病や事故等の緊急時に備え、小児救急医療や小児救急電話相談等についての情報を周知し、小児救急医療の維持向上に努めます。また、時間外の専門職への相談体制を整備し、安心できる環境を整えます。	健康づくり課 子育て支援課
親子に対する食育の推進	子どもの頃から健康的な食生活習慣を身につけられるよう、イベント等において食育を推進します。	子育て支援課 健康づくり課
新生児聴覚検査への支援	新生児聴覚検査費用の一部を支給することにより、生まれつきの難聴を発見し、早期のうちから適切な治療を行うことで子どもの成長発達を促します。	子育て支援課

(2) 子どもの健康に関する相談体制の整備

事業名	事業概要	担当課等
訪問指導の充実	新生児とその保護者を対象に、保健師等が全戸訪問による保健指導を行います。また、継続支援が必要なケースや乳幼児健診未受診の家庭には、個々に対応した相談・支援ができるよう専門職の人材の確保に努め、訪問指導の充実を図ります。	子育て支援課
乳幼児相談の充実	乳幼児の発育や発達、離乳食に関する相談や育児の悩みを解消するための相談及び支援に努めます。また、あそびの広場を同時開催し、子育て支援事業への参加を促す等、内容の充実を図ります。	子育て支援課
こどもの心の相談事業	精神的な問題や発達の問題を抱える者やその家族が、適切な解決方法を見だし、心身共に健康な生活を送れるように支援します。小学生から 18 歳（大学生在学中の者含む）までの児本人やその家族だけでなく、学校の先生や関係者の方からの相談にも応じます。	子育て支援課
療育相談の充実	<すきっぷ教室> 個々の発達特性を踏まえた育児助言や保護者の育児相談への対応により育児不安軽減を図り、乳幼児の成長・発達を促していくことを目的とした、少人数制の親子教室です。集団での療育の特性を活用した支援体制を充実させるほか、専門職とも連携し、事業の充実を図ります。 <はぐくみ相談> 個々の子どもの発達特性に応じて、専門職による事業の充実を図ります。	子育て支援課

基本目標 3 支援が必要な子どもへの対応などきめ細かな取り組みの推進

現況把握

- ◇子ども一人ひとりが、障がいの有無や貧困の状況、家庭の事情等に関わらず身近な地域で安心して生活するためには、一人ひとりの多様なニーズに応じた支援体制が求められ、また地域からの孤立を防ぐ観点では、地域の見守りや、交流・相談ができる場の充実が重要です。
- ◇児童虐待の予防から早期発見・早期対応等の総合的な支援を図れるよう、地域の関係機関や団体の代表者等で構成する要保護児童対策地域協議会を中心に、地域全体が連携して児童虐待の防止・対策に努める体制を構築しています。
- ◇本計画の策定に先立ち平成30年度に実施した調査では、就学前児童の家庭による回答で、「過去1年の間に、お金の不足から、家族が必要とする文具や教材が買えないことがあった」とした割合が6.6%となっており、経済的に困窮する家庭が存在している状況です。
- ◇本町では、現在、ひとり親家庭の子どもの健全な育成を図るため、きめ細かな福祉サービスの展開と自立・就業の支援に主眼を置いた、経済的支援を中心に行っていますが、地域のひとり親家庭等の現状を把握しつつ、相談体制の確立を含めた総合的な対策を適切に実施していくことが求められます。

基本施策1 児童虐待防止対策の充実

施策の方向

- 要保護児童対策地域協議会を活用し、関係機関と連携した虐待の早期発見・予防に努め、地域での見守りも積極的に推進します。
- 養育支援の必要な子ども、保護者、妊産婦についても、各機関の機能に応じた役割分担を行い、連携して、有効な支援を積極的に図っていきます。

具体的な取り組み

(1) 児童虐待防止のための啓発・体制整備

事業名	事業概要	担当課等
虐待防止に関する啓発の推進	広報紙をはじめ、あらゆる情報提供機能を活用して、子どもへの不適切な関わりについての認識を普及し、意識の共有を図るとともに、子育てのストレスに悩む親が相談できる場についても周知し、虐待発生の予防に努めます。また、相談にたずさわる職員等の研修参加を推進し、資質の向上に努めます。	子育て支援課
児童虐待防止ネットワークの推進	要保護児童対策地域協議会を中心に、地域住民、民生・児童委員、保育所、認定こども園、小・中学校等からの情報収集と、医師、関係機関との連絡調整を行い、地域ぐるみによる子どもの虐待防止に努めます。	子育て支援課
児童の権利に関する意識の普及・啓発	町広報紙や、保育所、認定こども園、学校、児童館、公民館等を活用して、「児童憲章」や「子どもの権利に関する条約」の周知を図り、子どもの視点に立った子育て意識の普及・啓発を図ります。	子育て支援課

基本施策2 障がい児施策の充実

施策の方向

- 社会参加と自立を促進するため、発達特性に応じた療育・保育・教育環境を確保します。
- 関係機関との連携により、早期発見・早期療育に取り組みます。
- 多職種が多様な支援を行うことで、保護者や家庭の負担の軽減を図ります。

具体的な取り組み

(1) 障がい児の療育・教育体制の整備

事業名	事業概要	担当課等
保育所・認定こども園と療育機関等との連携強化	保健師や専門家による巡回訪問や現場の保育士とのケース会議を行った上で、発達に応じた保育を行い、必要に応じて保護者と相談しながら、療育機関へとつなげます。	子育て支援課
障がい児相談事業の充実	児童発達支援、放課後デイサービス、障がい児通所支援を利用する児童に対し、自立した生活を支え、課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントを行います。	健康づくり課
障がい児教育の充実	小・中学校それぞれの児童生徒の特性に応じた特別支援学級を配置するとともに、必要に応じて通級指導教室の活用を行います。各校特別支援教育コーディネーターと連携し、一人ひとりにより適切な支援が実施できるように努めます。	教育委員会

基本施策3 ひとり親家庭等の自立支援の推進

施策の方向

○ひとり親家庭や経済的に困窮する家庭の自立に向けた支援や相談体制の充実を図ります。

○親子の暮らしの安定を支援するため、経済的な援助制度の普及に努めます。

具体的な取り組み

(1) 自立につながる相談体制・支援の拡充

事業名	事業概要	担当課等
相談体制と情報提供の充実	子育てや生活、就労などさまざまな分野の窓口として、相談体制の充実を図ります。また、福祉施策・制度について関係機関と連携し、情報提供に努めます。	子育て支援課
就業支援の推進	ひとり親家庭等の経済的な自立を可能にする就業機会を確保し、早期自立を支援するため、公共職業安定所等と緊密に連携し、効果的な就業支援を図ります。	子育て支援課
ひとり親家庭等医療費支給制度の実施	ひとり親家庭の負担を軽減し、親子が必要とする医療を安心して受けることができるよう、医療費の自己負担分を支給し、保健の向上と福祉の増進を図ります。また、窓口払いを廃止し、医療受診の利便性の向上を図ります。	子育て支援課
安定した生活への支援	ひとり親家庭の安定した生活を支援するため、児童扶養手当の支給や保育料の軽減、就学援助費の支給等を活用し、経済的支援を図ります。	子育て支援課 教育委員会

基本目標 4 健やかな成長を支える教育環境の整備

現況把握

- ◇子どもの一人ひとりの個性と能力を伸ばし、豊かな人間性を培う教育を実現することが望ましく、小・中学校では、確かな学力と自立する力の育成、基本的生活習慣の指導、豊かな心と健やかな体の育成等を進めています。
- ◇子どもたちが自立心に富み、自らの行動に責任をもって社会生活を送るためには、家庭での教育が果たす役割は重要ですが、核家族化・近所付き合いの希薄化が進む中で、親にとって、具体的な育児方法の伝達や子育ての悩みの共有がされにくい状況となっています。
- ◇家庭における教育力を高めるとともに、周囲のつながりや協力を得ながら子どもの成長を支援する地域の教育力の向上が求められており、子どもにとって多様な体験・活動機会が確保されていることが重要です。

基本施策 1 子どもの生きる力をはぐくむ学校教育の推進

施策の方向

- 幼児教育では、基本的生活習慣の育成、戸外遊びによる健康な体づくりの推進、体験学習を中心とした教育の充実を図ります。
- 児童生徒の主体的な学びの実現を図り、生きる力を着実にはぐくみます。
- 質の高い学校教育を支えるための環境づくりを推進します。

具体的な取り組み

(1) 幼児教育の充実

事業名	事業概要	担当課等
特色ある幼児教育の推進	遊びや体験を中心にのびのびとした幼児教育・保育を進め、また、季節ごとの行事や地域文化の理解につながるよう教育を推進します	教育委員会 認定こども園
認定こども園における預かり保育の推進	両親の就労や多様化する生活の中でニーズに対応した預かり保育を実施し、子どもの成長を保護者と共有しながら、家庭教育を支援します。	認定こども園

(2) 学校教育の充実と児童・生徒の健康づくり

事業名	事業概要	担当課等
地域学校協働活動	地域住民による学校応援団と協力し、総合的な学習の時間等における地域活動の充実に取り組みます。	教育委員会
指導専門員等の配置	基礎・基本の着実な定着と確かな学力の育成に向けて、指導主事及び学校教育指導員を引き続き配置し、教育の振興と学習指導体制の強化・充実に努めます。	教育委員会
環境教育の充実	環境や環境問題に対する興味・関心を高め、必要な知識や態度を身につけるため、資源回収活動、リサイクル活動などを通じて環境教育を進めます。	教育委員会
福祉教育の充実	特別支援学校や保育所児童、高齢者との交流や介護老人施設でのボランティア活動・体験活動の機会を充実し、福祉教育を進めます。また、ボランティアカードを活用し、ボランティアへの参加の促進を図ります。	教育委員会 社会福祉協議会
健康管理意識の普及	児童・生徒自ら健康の自己管理ができるよう、定期健康診査を通して健康管理意識の普及に努めます。	教育委員会
思春期保健対策の推進	保健体育の授業を通じて性教育指導の推進を図るとともに、子どもの心身の成長や変化への理解と接し方について、保護者に啓発していきます。	教育委員会
学校における食育の推進	各学校で作成している食育の指導に関する全体計画を基に、児童・生徒の正しい食習慣の形成に向けて食育を推進します。	教育委員会
不登校・ひきこもり対策の推進	不登校等の子どもに対し、適応指導教室で専門の指導主事等による個別指導や支援を行うとともに、予防対策の方策等を検討します。	教育委員会

(3) よりよい学校環境に向けた整備

事業名	事業概要	担当課等
教職員の負担軽減	教員の働き方改革を実施し、教職員のワーク・ライフ・バランスを整え、子どもたちと向き合う時間を増やし、チーム学校として教育の質の向上を図ります。	教育委員会
小・中学校校舎の整備・充実	安全・安心で質の高い教育を実現するため、校舎の改築、改修及び機能改善を図ります。	教育委員会
学習環境の整備・充実	児童生徒が日常的に使用する学校施設の安全確保と機能充実を図り、教育 ICT を小中学校に積極的に導入し、新たな学校教育環境を実現します。	教育委員会
家庭や地域との連携	学校運営協議会を活用し、家庭や地域と連携を図りながら、教育活動・環境の充実に努め、開かれた学校づくりを推進します。	教育委員会

(4) 青少年の健全育成

事業名	事業概要	担当課等
青少年育成団体等の育成・支援	地域で活動する各種青少年育成支援団体等の活動・育成を支援し、青少年の健全育成の推進に努めます。	教育委員会
有害環境対策の推進	薬物乱用、インターネット上の有害サイト等子どもを取り巻く環境について、小中学校を中心に情報提供や適切な指導を図るとともに、保護者や地域を含めた取り組みを進めます。	教育委員会

(5) 子どもの権利尊重の促進

事業名	事業概要	担当課等
学校・家庭・地域の連携強化	児童・生徒が抱える問題に対し、総合的な視点から対処できるよう、小学校・中学校、さわやか相談員、民生・児童委員、母子愛育会等の地区組織等、地域全体としての連携強化を図ります。	教育委員会
相談員等による相談事業の充実	<教育相談の充実>いじめや非行、不登校等の問題について、児童・生徒や保護者にきめ細やかな支援・指導ができるよう、関係機関との連携を図り、さわやか相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等による相談や教育相談を充実します。 <多様な相談機会の充実>面接、電話相談、Eメール等による相談等、多様な相談機会の充実を図ります。	教育委員会 健康づくり課 子育て支援課

基本施策2 家庭や地域の教育力の向上

施策の方向

○横瀬町ならではの学校・家庭・地域が一体となった教育を推進します。

具体的な取り組み

(1) 家庭教育の向上に向けた支援

事業名	事業概要	担当課等
家庭教育支援体制の充実	埼玉県家庭教育アドバイザー等を活用し、保護者の教育、学習指導の育成等、成長発達段階に応じた家庭教育に関する支援を行います。	教育委員会
広域的な家庭教育の充実	関係機関と連携しながら、広域的な取り組みによる家庭教育への支援を充実します。	教育委員会

(2) 地域の教育体制の整備

事業名	事業概要	担当課等
社会教育団体等の育成・支援	地域で活動する各種社会教育支援団体等の活動・育成等を支援し、町の自然等を活かした体験活動や機会の充実を図るとともに、指導者の育成や情報交換等を図ります。	教育委員会
伝統文化等の伝承と振興の推進	伝統文化や昔遊びを学習・体験する機会の充実を図り、伝承と振興、郷土を愛する心の育成を図ります。	教育委員会
人材の育成・確保	＜学校応援団活動の充実＞町民・PTA、社会人を含め、学校において子どもたちの多様な体験活動を支援する幅広い人材の育成・確保に努めます。 ＜ボランティアの確保＞図書館の読み聞かせや公民館等における子ども向け事業を補助するボランティアの募集・登録を促進し、協力者の確保に努めます。	教育委員会 子育て支援課 社会福祉協議会

基本施策3 多様な教育・活動機会の提供

施策の方向

- 子どもに多種多様な教育・活動機会を提供することを通して、健やかな成長を支える環境の確保に努めます。
- 活動の場における他者との交流等を通して子どもが社会との関わりを学べる環境を整備します。

具体的な取り組み

(1) 教育・活動機会の拡充

事業名	事業概要	担当課等
児童館・公民館における活動の充実	＜子ども向け事業の充実＞幼児や小・中学生を対象とした季節の行事や工作教室、スポーツ教室等の体験活動を充実し、異年齢児との交流を推進します。 ＜ママとよい子のリトルラビット＞2～3歳児とその保護者を対象に、子ども同士や親同士の交流を深める年中行事などの事業を行います。	児童館 公民館

事業名	事業概要	担当課等
図書館における学習活動の促進	ブックスタートやよこぜお話しの会によるおはなし会など、本に親しむ事業を充実し、多様な学習活動の提供に努めます。	図書館
スポーツ・レクリエーション活動の推進	各種スポーツイベント・レクリエーション活動を開催し、スポーツへの関心と運動意欲を高め、心身の健全な発達を促します。	教育委員会
家族ぐるみのボランティア活動の促進	保護者が子どもと一緒に地域のボランティア活動に参加できるよう機会の提供と情報提供に努め、親子での参加を促します。	教育委員会 社会福祉協議会
保育体験の充実	保育所や認定こども園等において、中学生が乳幼児の保育を手伝うことや一緒に遊ぶことを通じて、小さな子どもとふれあい、子育てを体験する機会を充実させます。	教育委員会 社会福祉協議会
職場体験の充実	中学生の進路・キャリア教育における職業体験の充実に向けて、町内の様々な団体・事業所と連携を深め、教育機会の充実に努めます。	教育委員会
農地の多面的活用 の推進	農地の保全を図るとともに、子どもたちが自然の営みにふれ、農業体験や学習・交流を行う場としての活用を進めます。	振興課

基本目標 5 安心して子育てができる生活環境の確保

現況把握

- ◇子育て家庭において、地域での子育て支援として、防犯のための声かけや見守りが重要視されています。現在、本町では、公的・自主的な防犯パトロール等の実施や、防犯灯等の防犯設備の整備を進めています。防犯のほか防災や交通安全の面でも、地域や子ども本人における対策意識の醸成や自主的な取り組みの促進が重要です。
- ◇道路や公園、交通機関、公共的施設等、子どもや子ども連れの家族、障がいのある子どもたちをはじめ、だれもが安心して、快適に外出できる環境づくりが求められています。また、子育て家庭において、子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしいとの声が多くなっています。
- ◇仕事と子育ての両立支援が求められており、そのためにはワーク・ライフ・バランスへの認識を社会的に高め、仕事と子育てを両立しやすい職場環境づくりに向けて支援することが重要です。また、今後も女性が結婚や出産、子育てに夢と希望を感じられるようにするためには、家庭・地域・職場等あらゆる場面で男女がともに参加する子育ての推進が求められます。

基本施策 1 子どもの安全の確保

施策の方向

- 自治会、地域住民、行政、その他関係機関や関係団体等が連携して、地域ぐるみの防犯体制を構築します。
- 不審者情報等、いち早く関係機関に周知する必要があるものについては、情報の迅速性を高めます。
- 防犯灯の適正な管理・設置により、犯罪や交通事故を未然に防止します。

具体的な取り組み

(1) 防犯・交通安全の推進

事業名	事業概要	担当課等
防犯対策の充実	秩父警察署と町内の2つの駐在所にきめ細かな巡回を要請するほか、交通指導員や交通安全母の会によるパトロールを実施、小・中学生の防犯ベルの携帯や安心安全メールでの情報提供を行います。	総務課 教育委員会
防犯灯の設置	犯罪の防止と犯罪が起きにくい環境をつくるため、地域住民と情報共有しながら道路への防犯灯の設置と維持修繕を推進します。	総務課
防災対策の充実	地域防災計画に基づく予防対策を推進するとともに、保育所・幼稚園、児童館、小・中学校等における定期的な避難訓練の実施とポスター作成等により、防災意識の向上を図ります。	総務課
安全マップの活用と指導の徹底	子どもを交通事故から守るため、町内の道路、危険箇所を紹介する安全マップを活用し、安全指導の徹底を図ります。	教育委員会
交通安全の推進	<交通安全教育の推進> 児童・生徒を対象に交通安全教室を実施し、子ども会等の行事を通じて交通安全教育を推進します。 <立哨指導の充実> 交通事故の未然防止のため、通学路における安全指導を積極的に行います。 <通学路の整備> 児童・生徒の通学の安全を確保するため、スクールゾーンの拡大、歩道の整備をはじめ、ガードレールや道路反射鏡等の設置促進に努めます。 <チャイルドシート購入助成> チャイルドシート購入に際しての助成を行い、チャイルドシートの積極的な利用を促すとともに、正しい利用方法についての周知を図ります。	総務課 教育委員会 建設課 子育て支援課

基本施策2 子育てを支援する生活環境の整備

施策の方向

○子どもや子ども連れにやさしい道路の整備に努めます。

○公園や住宅等の施設の充実により、子どもや子ども連れが安心して暮らせる環境を整備します。

具体的な取り組み

(1) 子どもや子ども連れの暮らしやすさの確保

事業名	事業概要	担当課等
道路の整備	子どもや子ども連れが安全に歩行できるよう、国県道の自歩道整備を促進するとともに、町道の交通障害箇所の解消や学校周辺等への歩道整備を進めます。	建設課
安心して住める住宅の普及促進	横瀬町耐震化促進計画に基づき、建築物の耐震化を促進するため、耐震診断・耐震改修に対する補助事業を創設します。また、住宅リフォーム補助事業を創設し、住環境の改善を促進します。	建設課
宅地開発の促進	横瀬町開発行為に関する指導要綱に基づき、開発者への適切な指導を実施し、優良な宅地開発を促進します。	建設課
公営住宅の整備促進	地域住宅計画に基づき、子育て支援型も含め、周辺環境と調和した優良な町営住宅の整備を検討します。	建設課
公園の充実	親子が安心して利用できるようウォーターパーク・シラヤマを充実させ、利用者の増加を図ります。	建設課
その他の公共施設の充実	児童がより安全に、安心して利用できるよう町民会館等の公共施設について、点検・整備の充実を図ります。	振興課 まち経営課 総務課 教育委員会
子どもまちづくりプラン事業	小学生と町長の対談など、子どもたちの発言や意見、要望をまちづくりに反映していくための「子ども懇談会」を開催し、子どものアイデアを生かしたまちづくりを進めます。	まち経営課

基本施策3 仕事と子育ての両立を支援する環境の整備

施策の方向

- 子育てと仕事が両立できるような職場環境づくりを促進します。
- 出産、子育てのために退職した方の再就職の支援に努めます。
- 各種セミナーの開催、啓発資料の配布、子育てについて男女で学ぶ機会の提供により、男女が家庭における責任を共に担うことの意識の醸成を促します。
- 父親も子育て、家事に参加しやすい環境づくりに努めます。

具体的な取り組み

(1) 仕事と子育ての両立等に向けた周知・啓発

事業名	事業概要	担当課等
育児休業制度等の周知と取得促進	関係機関・町内事業所と連携・協力して、育児・介護休業制度について周知を図っていくとともに、母子健康手帳交付時等に利用取得の促進を図ります。	振興課 子育て支援課
男女共同参画の推進	家庭や地域社会における男女共同参画意識の浸透及び性別役割分担意識の変革のための啓発事業等を促進します。 また、町内の事業所に対し、女性の活躍促進や男性の子育て参加意識の啓発等について協力を要請していきます。	総務課
ワーク・ライフ・バランスの啓発	「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」に掲げる趣旨の実現に向けて、広報活動を推進します。	子育て支援課 振興課
再就職・再雇用の促進	関係機関と連携し、企業への働きかけや就業したい人の情報提供などを行い、雇用の確保・安定化に努めます。	振興課
父親の育児参加の促進	父親の積極的な子育て参加・参画を促し、親子のふれあいを高め、家庭での笑顔を増やすことや親子でのスキンシップの楽しさを再確認することを目的とし、講義・実技（体操、料理教室等）を実施します。	子育て支援課
子育て応援企業の紹介	子育てしやすい職場環境づくり等に取り組む優良な企業について、町民や企業等に情報を提供することにより、その取り組みの普及促進及び子育てしやすい社会環境づくりの意識向上を図ります。	子育て支援課

第6章 計画の推進に向けて

1. 推進体制の充実

(1) 連携による推進体制の確保

子ども・子育て支援施策を総合的に推進するため、子育て支援課を中心に庁内各部門の連携体制を確保します。また、子どもや子育て支援に関わる保健・医療・福祉・教育分野や所管課のネットワークの構築を進め、地域ぐるみでの推進を図ります。

(2) 子ども・子育てをみんなで支える上でのそれぞれの役割

この計画の実現に向けては、行政はもちろんのこと、地域団体や企業、家庭等がそれぞれに役割を分担して、連携・協力していくことが大切です。

町民一人ひとりが積極的に子ども・子育て支援に関わりを持つことはもちろん、町外の人でも仕事やボランティア等で町に関わりのある人を含め、地域社会全体で子どもの健やかな成長を温かく応援する協働体制づくりを推進します。

◎家庭の役割◎

子育ての基本は家庭であるとの基本認識の下に、子どもをひとりの人格をもった人間として尊重し、限らない愛情を注ぎ、しつけや子育てを男女ともに行います。

◎行政の役割◎

子ども・子育て支援について広く町民に知らせるとともに、国や県、地域団体や家庭等と連携・協力を図りながら、実施主体として計画を推進します。

◎地域の役割◎

子どもの見守りや、さまざまな子ども・子育て家庭を対象とした事業に積極的に関わりをもち、ボランティア活動、NPO活動等への参加の拡大を図っていきます。

(3) 計画の評価

毎年、定期的に計画の進捗状況を把握し、年度ごとの関連事業の進捗状況を踏まえつつ、取り組みを評価していきます。

また、計画年度において、社会情勢等を考慮した上で、資料・情報に基づき事業の点検と評価を行います。

2. 教育・保育の一体的提供と体制の確保

(1) 認定こども園の普及に係る基本的考え方

保護者が働いているか否かにかかわらず、0歳から就学前のすべての子どもが教育・保育を一体的に受けることのできる認定こども園を普及するとの国の方針に従い、本町では平成30年度より町内の幼稚園が認定こども園に移行しています。

本町においては、既存の認定こども園における教育・保育の一体的提供を充実させるとともに、今後の出生数の推移やニーズを把握しつつ、事業者の意向や施設の状況を十分踏まえながら、さらなる教育・保育の一体的提供を検討します。

(2) 子育て家庭、保育所、認定こども園、小中学校、そのほか関係機関との連携

乳幼児期の発達は連続性を有しており、また、幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものとなります。幼児期と学童期における子どもの育ちの連続性を確保するため、保育所等の関係施設（機関）と子育て家庭の信頼関係を築きながら、子どもの成長を見守り、発達の過程や健康状況等を記録した情報を、個人情報であることに十分留意した上で必要に応じ共有できるよう取り組んでいきます。また、関係施設（機関）の交流や合同研修を行います。